

神戸市外大論叢 73-3(2021), pp.1-65 を改訂

蒸職韻、幽韻における重紐の痕跡（改訂版）

太田 斎

0. 前置き

職韻の重紐については既に太田 2016,2017,2019 で論じたが、特に太田 2019 について不備を感じ(1)、発表後も改訂作業を続けた。その後、蒸職韻と幽韻に焦点を当てて論ずるべきと考えるに至り、その改訂稿から一部を抽出、更に手を加え、本稿を執筆した。今回主たる対象とした幽韻重紐を考察する上で、新に提示する主張に十分な説得力を持たせるには、同様の事例が見られる職韻から説き始めねばならない。この導入部の職韻に関する部分(第 2-3 節)は筆者の上記既往研究に大幅な補足、改訂の上、新たな主張を加えたものである。幽韻冒頭の問題提起の第 4 節部分もまた太田 2013,2016 に基づく。

1. 類相関概観

重紐対立の有効な判定基準に上古韻部との対応関係、韻図上の配置そして類相関がある。類相関は周法高 1952 により唇音声母小韻について明らかにされ、その後対象が牙喉音にも拡大された。類相関を巡る学説の発展については平山 1966b, pp.42-44 参照。本章で先ず類相関とは何か紹介しておく。唇牙喉音に A、B の対立を有し、軽唇音化が見られない三等韻を重紐韻と言う。韻図で三等に置かれるのが B、四等に置かれるのが A で、非重紐韻（重紐対立が無く、軽唇音する三等韻）を C とすれば、反切帰字、上、下字の関係は以下の通り。X は帰字と同韻であれば、A、B、重紐対立の無い声母の字のいずれでも構わない。これが類相関である。但し以下では未知の字を X で表わすこともある。第一式、第二式の名称は平山 1977 に拠る。以下、帰字の帰類の如何に基づき、A 類反切、B 類反切のように呼ぶことがある。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1) A+X→A | 第二式 (上字 A) |
| 2) B+X→B | 第二式 (上字 B) |
| 3) C+A→A, C+B→B | 第一式 (上字 C) |

反切上字が A なら下字が何であれ帰字は A。同様に上字が B なら下字が何であれ帰字は B。上字が C の場合、帰字は下字によって決定され、下字が A なら帰字は A、下字が B なら、帰字は B となる。但し何故か『切韻』においては「匹」(これ自体は A)だけは A、B 両方になり得る。周法高 1952, p.403 (註二) 参照。上字が稀に三等韻以外のこともあるが、その場合は C に準ずると考えれば良い。言わずもがなであるが、帰字と下字は同一韻類だから、通常 X=C のケースは無い。

重紐韻反切の全てが帰類を自立的に判断できる第二式で統一されている文献は無い。通常、韻書を対象に重紐帰類を解明する場合、類相関第二式反切から始め、それにより明らかになった結果を第一式の帰字、下字に当て嵌め芋蔓式に未知数を明らかにして行く。

『切韻』系韻書諸本間では反切用字に異同があつても、表わす字音は一致するとの作業仮説で音系の分析が進められるが、重紐の帰類に関してはそれが必ずしも通用しない。本稿ではその例として幽韻と蒸職韻を取り上げる。幽韻と職韻で、『廣韻』は他本で区別される重紐対を合併している。挙例に当っては掲出字を太字とし、反切と時に小韻所属字数のみを挙げ、義注は省略。但し一部例外がある。又切は必要に応じ提示するに止める。推定原本『切韻』及び各テキストの釈文は李永富 1973 に拠るが、原本『切韻』の反切は上田 1975 に従う。以下で特に区別の必要が無ければ、平声の韻目を以て四声相配する他韻を代表させ、去声のみの韻についてはその韻目名を用いる。時に平声、入声のみ並べ表示することもある。中国語には専ら繁体字を用いるが、それ以外は常用漢字を用いるので、漢字字体の統一ができていない。

2. 筆者の既往の研究から

2.1. 職韻の場合

先づは以下の『十韻彙編』及び李永富 1973、上田 1973 に基づく切韻系韻書諸本影母小韻挙例中の異同を見られたい。字体は一部、通行字に改めた。B、C 合併例については、 で B 由来を、 で C を示す。

職韻影母小韻

原本切韻 C 憶 於力反。九 臨 億 繒 醜 滂 檳 薦 8/422/13
B 抑 於棘反。一 8/433/6

英倫 C 憶 於力反。十。 臨 億 繒 醜 滂 檳(缺損).....
B 抑 於棘反。一

王二 C 憶 於力反。九。 臨 億 繒 醜 滂 檳 薦

B 抑 於棘反。二 坤(2)

王三 C 憶 於力反。十二。 臨 億 繒 滂 醜 檳 薦 畷 韶

B 抑 於棘反。二 坤

刊 C (缺損)

B 抑 於棘反。三。 坤 胚

唐韻 C 憶 於力反。十加一。 臨 億 ... (缺損) ... 醜 滂 薦
韓 薦

B 抑 於棘反。一

廣韻 憶 於力切。十七 億 臨 胚 畷 醜 滂 薦 畷 韶

C C<B C

櫛 楠 抑 坤 瘋

C<B C

2.2. 職韻重紐に関する先行研究の見解

蒸職韻は韻図で通常の「三四等单韻」(3)同様の分布を示し、『広韻』唇牙喉音声母下で全く対立例が見られないことから、重紐韻と見做さない研究者の方が多いくらいだが、軽唇音化が見られないので、本稿では対立する A 類を欠く重紐韻と見做す。原本『切韻』では蒸職韻の合口は職韻牙喉音にしか存在しない。唇音は上、去声には存在しない。以下、基本的に平山 1966b, 1972 に従い議論するが、その前に『広韻』を対象に蒸職韻重紐説に立つ諸家の見解を簡単に紹介しておく。先ず Nagel 1942 が蒸職韻の唇音声母がベトナム漢字音において t- 系ではなく、p- 系で現れるところから、推定音価を *jen/iek* (今、開口で合口をも代表。以下同様) とした。これは Nagel 氏の推定音韻体系において B に相当する。氏の体系では他から類推するに、これに対立する A が存在するなら *jen/iek* ということになるが、この音価は清昔韻に与えられている。蒸職韻は声母の如何を問わず一律 B と判断したものだろう。これで他韻と衝突することは無い。陸志韻 1947 は、六朝期に登徳-蒸職間の押韻が余り見られないことから、同

じ曾摂の一等登韻が上古 *əŋ/ək*>中古 *əŋ/ək* となったのに対し、三等蒸韻の方は上古 *iəŋ/iək*> 中古 *iəŋ/iək* と、狭い介音 *i* の影響で主母音に変化が生じていたとした。陸説では A のみで、B も C も無い。なお本稿では重紐の対立を介音に認め、牙喉音聲母開口小韻を主要検討対象とする。現在、唇音字及び牙喉音聲母合口字については一律 B とすることに異論は見られない。重紐韻における対立の無い声母の小韻及び C 類韻の唇牙喉音以外の声母の小韻は議論の対象外とする。重紐韻中の対立の無い声母の小韻についても音声的に A、B いずれかに帰属せしめる考えがあるが、これについては平山 1977 参照。王靜如 1941 は主母音に関しては陸氏の見解に従うが、韻図で専ら三等に配されることを根拠に、唇牙喉音字の介音を前舌の *i* から中舌の *I*（前寄りの *i* と対立）に改め、*iəŋ/iək* とした。なお王靜如 1948 では、この表記を *iəŋ/iək* と変更しているが、*i* と *I* は同じ音価を表わす。王説では全て B となり、A、C は無い。王靜如 1941 は陸志韋 1947 より早いが、注に執筆に当たり陸氏と議論したとあり、また王靜如 1948 に蒸韻音価は陸説に従うとの注記があるので、陸氏が自説を発表したのは陸志韋 1947 においてだが、主母音の推定については陸氏に priority を認め、陸志韋 1947 を先に挙げ紹介した。周法高氏の所説は管見の及ぶ限りで、三度の変更があり、最初は重紐韻としていなかったが、Nagel 1942 を承け、周法高 1948 で *iəŋ/iək* (B 相当) と改めた。周法高 1968 でこれを *iəŋ/iek* と改め（同じく B 相当）、その後、周法高 1969 で二種類の韻類 *iŋ/iɪk*; *iəŋ/iek* を認めるに至った。これが氏の最終見解と思われる。氏は重紐の違いは主母音にあるとしており、この最終見解では前者が A、後者が B の音価を表す筈だが、唇牙喉音聲母字は開合を問わず、一律 B とされ、A の音価は対立の無い舌歯音聲母字に与えられる。平山 1966b, 1972 では唇音字は全て B、牙喉音合口字も全て B、開口字には B と C が混在するが、A は皆無。牙喉音開口 B と判断する根拠は反切上字に B 類字が用いられること、C と判断する根拠は二つの影母小韻「憶」と「抑」(B) を区別する『王三』において、X (蒸職韻牙喉音開口字) +C→ C の反切が見られることである。X=C つまり蒸職韻牙喉音開口字は A、B いずれでもなく、C と判定される。この検証方法が有効なのは対象が B、C 混在の職韻だからである。一韻中に B、C の対立が見られるのは蒸職韻 (B *iəŋ* : C *iəŋ*) 以外には無い。他では上田 1975 が「憶」小韻を A、それ以外は全て B として、牙喉音開口字に C 類の存在を認めないが、判断についての説明は無い。

C 類韻は重紐対立の無い三等韻で、従って帰字 C の反切（以下、C 類

反切と称する)に類相関は存在しない。上字が何であろうが、下字 C、帰字 C で、通常は重紐帰類の判断に C 類反切は使えない。敢えて類相関のパターンに倣い C 類韻唇牙喉音字反切の関係を示すと $X+C \rightarrow C$ 。上字は理論上一、二、三、四等韻字のいずれでもあり得るが、現実には反切口唱の容易さ追求から、三等韻字が選ばれる傾向が強い。今、増加小韻を排して、原本『切韻』を調査すると、C 類反切の上字は殆どが C 類字で、A、B 類字は用いられない(4)。例外は問韻「溢:匹問」(『王ニ』「溢:紛問」)、月韻「溢:匹伐」(『廣韻』「溢:拂伐」)の2例のみ。両者の上字「匹」はそれ自体は A だが、既述のように類相関で帰類判定不能の唯一の字であった。この字を除けば、上字に A、B 類字を使用する反切(即ち第二式反切)の存在がその韻が重紐韻であるかどうかを判断する根拠たり得る。

2.3. 職韻重紐に関する本稿筆者の見解

2.1. 職韻の場合に示す例で $C < B$ は本来の B から C へと帰類が変わったことを意味する。職韻影母小韻では C 類と B 類が C 類に纏められた。現存『切韻』系韻書の中で成書年代の最も遅い『廣韻』だけに見られる合併なので、唐代以降の B、C 類合流を反映したものである可能性も無いではない。平山 1967, p.159 に拠れば、唐代以降の韻の大規模な合流の中で、B と C の合併は音価に関しては C が B に一致するような変化であった。

中古音を反映するとされる『敦煌毛詩音残卷』(以下『毛詩音』と略)では職韻牙喉音開口影母、見母下に以下のようない B、C 対立が見られる(平山 1966b, p.57; 1972, pp.73-81。上、去声は牙喉音声母の例無し)。以下、韻書でない文献は自己完結的に音系を細部に至るまで明らかにすることはできないので、本稿では通例に従い『切韻』の枠組で例示するが、それが即『切韻』同様の音韻対立を意味するとは限らない。

蒸韻 見 B 稽: 京冰 S2729/72 p.75 B+B→B

疑 B 凝: 宜冰 S2729/75 p.75 B+B→B

職韻 見 B 棘: 京色 S2729/42 p.75 B+莊組→B

襍: 京色 S2729/123 p.75 B+莊組→B

C 亟: 己力 S2729/56 p.75 C+來→C

群 C 極: 其力 S2729/66,82,116 p.75 C+來→C

影 B 抑: 英逼 P3383/37,58 p.76 B+B→B

C 億: 央力 S2729/216 p.75 C+來→C

『毛詩音』は音義書であって韻書ではないから、同一の字音を示すのに複数の異なる字面の反切が用いられることがある。ここで影母、見母小韻で B、C と分類したものが真正の対立を成すか厳密に証明することはできない。しかし上掲例 B を B>C の音韻変化を受け、本来 B であった字が C として使用されていたと見做すよりは、中古職韻において元々 B、C 両類が存在していたことを『広韻』以外の『切韻』系韻書及び『毛詩音』(そして後述の『玉篇』) が示していると解するのが妥当であろう。

『広韻』における影母小韻の C、B 接合情況を改めて原本『切韻』と対比して示すと、以下の通り：

原本切韻	C 憶 於力反。九 臘 億 繢 醜 滯 檳 蠕 蒼
	B 抑 於棘反。一
廣韻	C 憶 於力切。十七 億 臘 (脰 童) 繢 醜 滯 蒼
	C C<B C (薺 蠕 繢) 檳 (榰) 抑 (抑) 瘋

() 内は増加字。「脰」は 2.1. 職韻の場合に示す通り、『刊』抑小韻にも見える。「乙」声字は他に無い。『広韻』は偏旁の一致を暫く声符一致の代替として「仰」声字の直後から「臘」の直後に移した。声符の「乙」自体は質韻影 B である。「薺」、「瘡」は他の現存『切韻』系韻書に見えない。末尾の「瘡」は B、C 合併後に新たに加えられた『広韻』編纂時の増加字。合併前に加えられたのなら、「意」声字だから「抑」の前に置かれている筈である。

ここで問題となるのは「抑：於棘」が帰字 B なら、上字 C につき第一式 C+B→B と判断され、下字「棘」は B の筈なのに、見 C 「殛：紀力」小韻中に収録されていることである。現存『切韻』系韻書のいずれにおいても職韻 B、C の対立は影母下に限られ、見母小韻に B、C 対立は見られない。この矛盾について既に平山 1972, pp.78-79 が二様の解釈を提示している。第一の解釈は見母「殛：紀力」小韻所属字の音価について切韻音内部に二つの小方言派別があり、A 派（標準的な音）では全て /kiʌk/、B 派（やや通俗な音）では「棘」「棘」等若干字（恐らく「棘」声字）のみ /kiek/ であった。小韻は規範的な音節区分であるから A 派の音を用い、反切は

発音表示の実用手段であるから B 派の音を用いたとする。第二の解釈は A 派（現実に有力な音）と B 派（やや古めかしい *obsolete* な音）の二種があり、「抑」小韻の韻母を表わす特別な手段として後者が用いられたというものである。本稿は第二案に与する。以下、第二の解釈に従い本稿筆者なりにこれを敷衍する。

先の引用の通り、『毛詩音』では見母字「棘𦇕」は共に「京色反」（平山 1972, p.75）。上字「京」は庚三見 B だから、B+莊組字→B。見母字には別に「亟:己力」があり、こちらは C+來→C。『毛詩音』は韻書ではないので、厳密な証明は不可能だが、「京色反」と「亟:己力」は対立を成すと考えて良かろう。

上田 1986b によれば、『玉篇』(5)職韻見母開口反切は以下の通り。やはり B、C の対立を想定できる。見 B? は上の影 B? 同様、自立的には判定できないが、他文献を参考にすれば B の可能性があるもの。つまり以下の検討如何で見 B に纏めることができる。

見 B 蔽: 犬力	B+來→B
見 C 亟械極殘臻荀: 居力	C+來→C
見 B? 蔽: 居抑	C+B? 「抑」→B? cf. 抑: 於陟
棘: 居陟	C+知組→B?

『毛詩音』及び『玉篇』の対立状況を踏まえ、『切韻』系韻書諸本の見母小韻同音字の配列を仔細に眺めると、原本『切韻』見母小韻でも上掲『廣韻』影母小韻同様に C、B 合併を見て取ることができる。

英倫	… <u>𦇕</u> 棘 蔽
	C<B
王二	殛 紀力反。八。 恶 蔽 棘 極 蔽 簿 荀
	C C<B C
王三	殛 紀力反。六。 恶 蔽 棘 蔽 殘
	C C<B C
唐韻	殛 紀力反。六加二。 恶 蔽 棘 爭 簿
	C C<B C C<B
廣韻	殛 紀力切。十一。 恶 蔽 棘 爭 簿 械 殘
	C C<B C C<B C
	蘚 荀 誰

C<B C

『廣韻』などは増補過程がかなり複雑なように見えるが、『切韻』前と『切韻』との間では以下のような接合情況が考えられる。対立存在時のC類反切は不明だが、原本『切韻』の「紀力」がC相当なので、当座の説明のためにこれに「*」を附して代用する。Bの小韻の推定反切は『切韻』に求めることができないので、一先ず『玉篇』B相当反切を同様に「*」を附して代用する。

原本切韻前	C 殶 *紀*力反。二 極	
	B 褊 *羈*力反。二 棘	
推定切韻原文	殛 紀力反。四 極 <u>𦇠 棘</u>	8/424/14
	C	C<B

『切韻』において2小韻がC類として纏められた。このように考えると、『切韻』の影母2小韻のうちの「抑 於棘反」とこの「𦇠 *羈*力反」そして疑母の「巔 魚抑」はいずれも類相関第一式 C+B→Bと解することができ、B類の1グループを成すことが明らかになる。つまり見母小韻が対立を失ったのに対し、影母小韻は尚も対立を保って、対立の根拠が不明瞭な重紐対ができた。疑母小韻もこの影響で、C類と見做されるに至った。見B小韻反切については、「*羈*力」の代わりに『玉篇』で帰類の判断を保留した「(𦇠:)居抑」を当てても良い。その場合は、3小韻全てが第一式反切 (C+B→B) で揃う上に、系聯法でも韻母が一類を成す。見母小韻にも『切韻』以前にはC類韻と重紐韻Bの対立があったと考えると、このように矛盾無く全体を説明できる。推定切韻原文で**C<B**と推定した「棘𦇠」2字が『毛詩音』で正にBと判定されている。先の『廣韻』職韻影母小韻や上掲『切韻』系韻書見母小韻にはこのように合併された一韻中に「重紐の痕跡」が埋没している。

上古音との対応関係から見ると、蒸・職韻諸字は之部をルーツとし、中古C類となった。一部由来の異なるものが六朝期にB>Cと変化し、この蒸韻に合流したが、その際にBのまま蒸韻に入り込んだものがあった。中古音において内転系にして韻尾 -ŋ でBとなるものが余りに少なかつたので、近似のC類蒸韻に紛れ込ませたとも考えられる。冬韻上声を腫韻に間借りさせる「寄韻」に似た措置である。上古音との対応については
3. 上古音との対応で具体的に検討する。見母字「棘𦇠」には新(C)、旧

(B) 二層の字音があり、『切韻』では C が单字音として収録され、B は反切下字に用いられたが、单字音としては収録されなかった。本稿筆者が推測するにこのような齟齬は恐らく「棘襍」が B 一音のみの何らかの先行小学書に見える旧切を『切韻』が字面を変えずに取り込んだことで生じたのだろう。同じ字面の反切が『玉篇』に見えるが、それが『玉篇』初出を意味するとは限らない。実証する術が無いが、これもまたより古い失われた小学書に由来する可能性がある。

結局、『切韻』前の推定職韻見、影、疑母小韻は以下のようになる。

見 C	殛	*紀*力反。二	愒			
B	襍	*居*抑反。二	棘			
影 C	憶	於力反。九	臆 億 繢 醜 澄 檇 蠶 蒼	8/422/13		
B	抑	於棘反。一			8/433/6	
疑 B	嶷	魚抑反。一。		8/433/14		之部入

2. 4. 蒸韻の場合

平山 1972 は「切韻系韻書では、……平声溪母の増加小韻<砦>を暫く指けば、蒸韻開口牙音字に B 類音節の存した徵証は何も見出されない。」(p.80) と指摘し、先に示した牙喉音反切を挙げ、

見 B	矜	京冰 S2729/72 p.75	B+B→B
疑 B	凝	宣冰 S2729/75 p.75	B+B→B

「これはやはり切韻より古い状態を示すものであろう。但し職韻のように同一声母下での対立が存したか否かは不明である」(pp.80-81) と言う。

以下の例も、原本『切韻』平声蒸韻に見られる重紐の痕跡と言え、『切韻』前に存在したであろう蒸韻見母、群母下の重紐対立が窺える。所属字全てが一様に B>C と変化したと見る余地もあるが、『切韻』内部には小韻代表字が B であったとする積極的根拠が見当たらないので、その考えは今採らない。但し後にこれを論ずるところがある。『毛詩音』見母下の対立を合併したかのようで、推定『切韻』前、『毛詩音』の双方に「矜」が見母 B として現れており、相互に判定の信憑性を高めている。出現する字が双方で一致する点、職韻の状況に似ており、興味深い。

見 蔑 居陵反。二。 矜 2/298/4 見魚 C+來→C

C	C<B*
兢: 蒸部	矜: 侵部(6)
Cf. 矜: 棘冰反	徐邈『經典釋文・毛詩』(蔣希文 1999, p.279) B+B→B
羣 犹 其矜反。二。	攀 2/300/6 群之 C+(矜)見 B>C→C
C	C<B*
兢: 蒸部	琴: 侵部
Cf. 琴: 奇金反	『玉篇』(上田 1986b, p.151) B+B→B

見母中の「矜」を『切三』、『王二』は「矜」に作るが、『王一』、『王三』、『廣韻』に従い、群母の「攀」と共に「今」声字として侵部由来と見做す(7)。侵韻は『切韻』系韻書では影母下以外に重紐の対立が見られず、見、群母小韻所属字に「重紐の痕跡」は見出せない。韻図では四等の段は影母の窠以外全て空白で、「矜」を含め、唇牙喉音字が一律三等の段に置かれる。日本吳音、朝鮮漢字音の牙喉音の反映状況（例：B「音」吳 on、朝 um；「今」吳 kon、朝 kum）(8) を考慮すれば、原本『切韻』においても「矜」は B>C と判断できる。そうなるとここでも C、B の接合情況が見られることになる。

なお『切韻』系韻書諸本は疑母小韻を一様に「凝：魚陵」(C+來→C)としており、『王三』が2字である以外はいずれもこの字1字のみの小韻。『王三』も所属字に挙げる「冰」は小韻代表字「凝」の異体字である。『切韻』蒸韻疑母小韻にはB、C接合の手掛りは無い。影母も同様(9)。

3. 上古音との対応

上古－中古の変化について、本節で以下に述べることは太田 2017, pp.22-24 と一部重複するところがある。「抑」は上古にあっては「一」(> 中古質 A)と同じく脂部入声であった。声母が同じと考えられるが、このことは直ちに両者が同音だったことを意味するものではない。しかし中古の職 B との間に連続的な変化を想定するなら、「抑」が A の過渡的段階を経た後に B となった可能性を検討してみる余地がありそうである。

憶測を更に進めるなら、「亟」声と「棘」声は共に上古之部入声所属だが、後者の一部の「棘」、「襯」等についても例外的に「即」、「擗」、「抑」と同様に脂部入声所属の別音があったか、或いは上古之部から例外的に脂部へと変化し、更に中古職韻へと例外的変化を遂げたのではと考えられる〔補注 1〕。羅常培 周祖謨 1958 が「九、淮南子易林韻譜 2.易林韻譜」で職質合韻例として挙げる「棘疾 恒之訟」(p.299) は、周祖謨 1996 が合韻

例として挙げる「抑吉 梁武帝蕭衍《凡百歲》」(p.1205)と軌を一にするかに見え（「吉」は中古真入質 A）、この推測を支持するものと言える。『切韻』系韻書の中では P2014-9 『十韻彙編』中の『刊』だけだが、「日 而職(=職)反」という 1 字のみの小韻も職韻に見え⁽¹⁰⁾、韓愈の詩「古風」にも職韻字「日」の押韻例がある⁽¹¹⁾。声母は異なるが、「棘」、「襍」等も同一由来なら、職 A > 職 B の変化を辿ったものかも知れない。中古音では職 A は存在しないが、上古との対応からこれらについても中古に至る過渡的段階として A を想定する余地がある。他資料を全く考慮に入れずに『切韻』と上古分部だけに限って議論するなら、職韻において重紐 A、B の対立は失われて、或いは対立する影母 B を欠くが故に音声的に不安定で、本来 A だった「抑」は該当字の無い B 類に変化し、唐代以降になると B、C の合流で今度は B たる痕跡さえも失うことになったと考えることもできよう。但し「疑」声諸字には上古音 > 中古 A の変化条件を見出せない。

以上はかなり乱暴な臆説につき、上掲の変化模式には盛り込んでいない。この臆説に従えば、原本『切韻』の段階で「抑」は既に A > B と所属を変えており、その結果、元々 B の「嶷」もこれに連なり、「抑」、「襍」と共に B として系聯することになった。その後 B が C に収斂するような形で増補改訂が行われ、見、疑母開口韻では重紐の痕跡さえも窺えなくなつたということだろう。

4. 上中古期の蒸職韻重紐

文献の音注を分析するに当たり、通常は先行小学書からの引用が混じっても、著者の音韻体系に合致するから引用されたのだとして、全ての音注を一律に同質と見做すが、この前提が必ずしも正しくないことは古屋 1979, 1984 及び太田 1988ab で明らかである。『王三』、『玄応音義』は『玉篇』を大量に引用した結果、江南読書音の特徴をも含むに至った。但し『王三』の場合は又音に関してのみ。時代層、基礎方言の異なる音注を取り込むことで、字書、音義内部の重紐対立は不明瞭になつていると予想されるが、層分けが可能ならば、個々の字の帰属の史的変容を解明できるだろう。本章 4 はそのような試みである。『切韻』は五家韻書を利用し、編纂したことで、六朝の遺風を留めるとされるが、六朝期に既に上古との対応は崩れを見せる。本稿では中古期の字書、音義書においても同様に古反切が混じっているものと想定し、上古から中古にかけての重紐帰類変遷の手掛りを探る。この種の文献は韻書と異なり、音韻体系の全容を示してはくれないので、重紐対立、類相関を韻書同様に処理するにはかなりの危

うさがある。既往の研究同様、『切韻』の枠組に照らし帰類を判断するが、以下に示す分析結果は必ずしも各文献の音韻体系そのものを示すものとは限らない。上記の作業仮説に立ち、そこからそれ以前の失われた対立の痕跡を見出すことを試みる。

4.1. 『玉篇』

『玉篇』の重紐対立を検証するに当たり、類相関が成立するかどうかについて、先ずとりあえずの検証手段として『切韻』C類相当字の反切上字が『玉篇』においてどのようにになっているか見てみる。類相関が成立するなら、C類反切上字に重紐韻字が用いられる事はない筈である。「匹」が等位の如何を問わず、重紐韻を含め広く用いられているのは『切韻』と同様であるから、これを除外する。すると重紐字の使用が文韻去声問韻「玢：碑問」、凡韻上声范韻「姿：明范」の2例見られる。前者の「玢」は『廣韻』では真Bで問韻には見えない。『玉篇』真韻反切下字には「闇」の使用が認められるから、恐らく「玢：碑闇」と改め真韻所属とすべきだろう。後者について、『玉篇』所収の「明：靡京」はB+B→B相当（別に「明：武榮」C+云→Bあり）の音しかない。異体字はC類上字ではあるが、反切下字の云母字は『切韻』ではBとして機能しているし、そもそも庚三にはBしかないから、帰字Bは動かない。これについては顏師古『漢書音義』に「明：音萌」（大島 1986, p.160）の直音注例があり、現代方言でも拗介音を持たない *mən*、*maŋ*といった形式が散見するから、上字の「明」は庚Bではなく、二等耕韻明母相当の字音（「萌」は耕韻字）を意図したものと考える。以下は北京大学中国语言文学系語言学教研室編『汉语方音字汇 第二版』文字改革出版社, 1989, 370+19p.に見える「明」に拗介音が無い例：

济南 *mē*(口); 潮州 *mē*(白); 武汉、合肥、苏州、长沙 *mən*(口); 双峰 *mæ*; 温州 *marj*(口); 福州 *marj*(白); 建瓯 *marj*³(白) p.342

また太田斎 1997 「漢語方言の常用語彙に見られる例外的対応形式について——‘明’の場合——」『開篇』15, pp.114-149 参照。但し同論文執筆時と異なり、今では *məŋ*、*maŋ* という形式は「明」の字音としてかつて存在していたと考えるようになっている。

なお反切上字に「萌」の使用例は見当たらない。『玉篇』ではC類明母（微母）相当字の上字には一等字の使用が珍しくない（全31例）。殆どが「莫」（28例）だが、他に同一声符の「漠」、「謨」及び「摩」（いずれも各1例）がある。他のC類唇音声母に比し一等字使用例が異様に多く、

既に明母に軽唇音化は認められないとの河野 1937;1979, p.53 の指摘もある。ちなみに上字が C 類字以外というのは幫母一等が 4 例（「補」2、「逋」2）、二等が 2 例（「包」1、「伯」1）、滂母一等は 0、並母一等が 1 例（「菩」）のみ。二等韻字の用例が少ないので「明」字耕韻音説の弱点である。とは言え、『切韻』未収であるが、『集韻』感韻に一等上字使用の「姿：莫坎」という一字のみの小韻が見られることから、軽唇音化を生じた『玉篇』において「姿：明范」は $m-aŋ\ v(i)-am \rightarrow mam$ のような反切を意図していたとも考え得る。ここに挙げた推定音価は当座の理解のために記したもので、厳密なものではない。かくて C 類韻反切上字には重紐韻字使用は無く、『玉篇』の重紐を論ずることは基本的に有効であると判断する。

『玉篇』の蒸職韻牙喉音開口反切は以下の通り。

蒸韻	見 C	齡： 己升	C+章組→C
		矜： 居陵	C+來→C 宋本『玉篇』に拠る
	見 B	兢： 冀澄	B+知組→B cf. 宋本『玉篇』
	溪 B	硾： 口氷	一+B→B cf. 『王三』增加小韻 硾： 綺競
			B+C? →B (12)
	群 C	渢： 渠升	C+章組→C
	曉 C	鄖： 欣陵	C+來→C
		興： 虛凝	C+C(<B)→C
	影 C	應： 於興	C+C→C
		雁(=鷹)： 於陵	C+來→C
		虧(=膺)： 於仍	C+日→C
		膺虧𧆸： 於凝	C+C(<B)→C
證韻	曉 C	聟： 呼甞	C+精組→C
		嬾： 許孕	C+羊→C
	影 C	虧： 於甞	C+精組→C
職韻	見 B	𠀤： 犲力	B+來→B
	見 C	亟械極彊接𠀤苟： 居力	C+來→C
	見 B?	𦥑： 居抑	C+B? →B?
		棘： 居陟	C+知組→B?
	疑 C	𡇔𡇔𦥑𡇔： 牛力	C+來→C cf. 魚極 宋本『玉篇』
	曉 C	𩫓𩫓𩫓： 許力	C+來→C

影 C 億髓(=脣)脣意憶畜楂(=櫛)舊(=意)櫛轄繚轄: 於力
C+來→C

櫛: 於嶷 C+C(<B)→C

影 B 坤: 乙力 B+來→B cf. 乙棘 『新撰字鏡』所引
『玉篇』

影 B? 抑: 於陟 C+知組→B?
咼(=印): 於直 C+知組→B?

既に 2.3. 本稿筆者の見解で例示した、蒸韻見母開口小韻の B、C 対立が『玉篇』でも看取できる。各字の帰類が『毛詩音』と一致しないのは、方音により揺れがあったものか。『切韻』と比較すると、見母小韻中の 2 字「矜」、「兢」の帰類が逆転したかに見える（「齡」は『切韻』未収）。「兢」が本来 B であるなら、『切韻』の「兢」、「矜」も共に元々 B だったが、後に B>C と変じ、C 類相当の反切を与えられた、そして群母小韻の「旣」、「孳」も共に B と見做すべき、ということになる。一方『玉篇』では「矜」、「齡」は共に B>C と変化した。そして群母小韻「旣 其矜」についても、『切韻』内部のデータのみに基づく限り、下字「矜」は C と解釈せざるを得ないが、『玉篇』と合わせ考えると、C+B→B と解釈するのが妥当ということになる。蒸韻見、群母小韻について所属字が一様に帰類を変え、B>C となつたとする解釈は先には採らなかつたが、『切韻』と『玉篇』における帰類が本来一致していて、それがここで見るよう均しく B であるならば、C、B 接合説より説得力があるよう思える。曉 C「興: 虚凝」及び影 C「膺鷹蠭: 於凝」の下字「凝」は『毛詩音』の B が本来であつたにせよ、ここでは B>C の変化を経て、C 相当下字として機能していると考えるべきだろう。影 C「膺: 於甌」は下字が精母字で、精組字は音声的には A 類的と考えられるが、音韻論的対立を反映しないので、これを以て直ちに C+精組→A と判定する訳にはいかない。

職韻相当反切でも、B、C の対立を看取できる。影 B? は一意的に決まらないが、他文献を参考にすれば B の可能性があるもの。他文献と照らし合わせると、影 B? 「抑: 於陟」は B と認定して良さそうである。「咼(=印): 於直」もこれに連なるなら、ここでは「C+知組」の反切は B 相当を表していることになる。ただ影 C「櫛: 於嶷」は被注字が「意」声字なので、下字「嶷」は本来 B であったにせよ、B>C の変化を経て、ここでは C 相当の下字として機能していると考えるべきだろう。

蒸韻見母の「矜」、「齡」について『玉篇』自体からは C と判断したが、

他文献との整合性を勘案すれば B>C と改めるのが妥当である。このような変更は蒸韻曉母「興：虚凝」、影母「膺鷹𡇠：於凝」、職韻影母「橒：於嶷」でも起こり得る。いずれも C と見做したが、他文献の状況次第で C+B→B と改めることになる可能性がある。

4. 2. 『玄応音義』

『玄応音義』では以下の通り。該当例の無い韻目は省略。___を附した反切は帰字、上、下字三者が『玉篇』と一致していることを意味する。

蒸韻 見 B?	<u>矜：</u> 居陵	C+來→C
群 C	碗：渠陵	C+來→C
	碗：渠矜	C+C(<B)→C 或いは C+B→B
	碗：其昇	C+章組→C
	碗：其升	C+章組→C
	碗：渠興	C+C→C 或いは C+B→B
曉 B	興：嫣蠅	B+羊→B “嫣”，仙 B
影 B	膺：於競	C+C?→C 或いは C+B→B?
	膺：於凝	C+C(<B)→C 或いは C+B→B?
	噫：於矜	C+C(<B)→C 或いは C+B→B?
	應：於興	C+C→C 或いは C+B→B?

證韻 影 C 膺：於甄 C+精組→C

職韻 疑 B 嶸：語棘 C+C(<B)→C 或いは C+B→B
曉 C 趨裏：許力 C+來→C

『玄応音義』では B、C の対立は見られない。『切韻』に照らして B か C かを判断したが、判定不能のものもあり、群母「碗」は B、C 並存の状況を呈していることになる。『玄応音義』の反映する音韻体系においては B、C の対立は無いと考えるべきだろう。しかし類相関第一、二式相当の反切が前『玄応音義』段階の重紐の痕跡を留めるものと想定するなら、以下のような分析も可能である。

蒸韻曉母「興：嫣蠅」、職韻疑母「嶐：語棘」が B である以外は全て C だが、蒸韻見母の「矜」は『玉篇』同様 B>C の変化を経たものと考えるべきだろう。群母「碗：渠矜」、影母「噫：於矜」はこれに連なり、下字

「矜」はBを意図したものとして、C+B→Bと解釈する余地がある。『玉篇』で見たように「興」もB>Cの変化を想定する余地があり、「宛：渠興」、影母「應：於興」はC+B→Bを意図したものかも知れない。となると「宛」もまたB>Cの変化を経たと見做せる。影母「膺：於凝」も『毛詩音』で「凝」をBとしているから、C+B→Bと解釈し得る。「膺：於競」も『玉篇』、そして以下に紹介する『經典釈文』で「競」をBとするから、C+B→Bとも解釈できる。もしBと解釈する余地のあるものを全てBと判断するなら、蒸韻の上掲例は全て、Bとなる。去声は帰字、上下字三字が完全に一致する反切が『玉篇』に存在する(C+精組)。このため『玄応音義』でも『玉篇』で指摘したことと同じことが言える。ここでのBの判定はあくまでも被切字が反切用字からB由来と見做せるということであり、『玄応音義』及び同時代の多くの文献においては一律Cとして機能していたろう。それはC類字使用の反切と第一式反切の並存が物語っている。但しもし『玄応音義』において他書に見える第一、二式反切を利用してそもそもC類である字に新たに当てたのなら、元の帰類を云々することはできなくなる。特に『切韻』他、他書でもCでしか現れないものについては慎重でなければならない。

4.3. 『經典釈文』

邵栄芬 1995 によれば、『經典釈文』陸德明反切の該当例は以下の通り。
「異調」とあるのは異調同音上字式反切ということ。

蒸韻 見 C 競矜：居陵 C+來→C
 競：居凌 C+來→C
 矜：几陵 C+來→C
見 B 競：己冰 C+B→B
 競矜：棘冰 C+B→B 或 B+B→B 異調
 矜：居冰 C+B→B
見 B? 矜：居澄 C+知組(B?)→B?
群 B 競：其冰 C+B→B
疑 C 凝：魚升 C+章組→C
 凝：魚陵 C+來→C
 凝：魚承 C+章組→C
疑 B 疑：魚冰 C+B→B
疑 B? 疑：魚澄 C+知組→B?

凝: 魚矜 C+C(<B?)→C 或いは C+B? (矜)→B?
影 C 膽鷹應: 於陵 C+來→C
影 B? 膽應: 於矜 C+ B? (矜)→B?
 膽: 於澄 C+知組(B?)→B?
 鷹: 憶矜 C+ B? (矜)→B? 異調

證韻 疑 C 滸: 御證 C+章組→C
曉 C 興: 虛應 C+C(<B?)→C
 興: 許應 C+C(<B?)→C
 興: 許謄 C+C(<B?)→C
 興: 虛謄 C+C(<B?)→C
 興: 許證 C+C(<B?)→C
影 C 應: 於證 C+章組→C
 應: 於甑 C+精組→C
影 B? 應: 抑證 B?+章組→B? 異調

職韻 見 C 厥革(亟)殛極(殛)棘棘械瞿: 紀力 C+來→C
 厥革(亟)殛極(殛)棘: 居力 C+來→C
 棘: 古力 C+來→C
群 C 亟: (一音)其力 C+來→C
疑 C 疑: 魚力 C+來→C
 疑: 魚陟 C+知組 →C
 巍: 魚極 C+C→C
曉 C 矢畫: 許力 C+來→C
影 C 億意縊憶薏抑: 於力 C+來→C

『經典釈文』においても見母「兢」、「矜」、疑母「凝」に B、C 両方の反切が見られるから、蒸職韻における B、C 対立は無いと考えるのが妥当である。しかしここでも類相関第二式相当の反切が前『經典釈文』段階の重紐の痕跡を留めるものと想定するなら、以下のような分析も可能である。

蒸韻見母の「兢」、「矜」は B、C に跨って現れる。B>C の変化を経たことを示しており、『經典釈文』ではこの新旧二音（或いは方音と標準音。後者は広く通行している字音の意）が並収されていると考えられる。疑母も B、C に跨るから同様に考えられる。職韻の「疑: 魚陟」は下字知組字で、切韻の類相関では B の音声傾向を持つが、先に指摘した精組字同様、

音韻論的対立は無いので、即 C+知組 →B と判定する訳には行かない。去声影母字には第二式反切が見えないので、『經典釈文』それ自身のみから自己完結的に判断を下すことはできないが、他書で下字の「矜」が B として現れるから、一先ず C+B→B と見做すことができ、これらについても B>C の変化を経たと想定できる。證韻は曉母小韻に関して、下字「應膺」を B と見做す余地あることを考慮に入れれば、C+B→B という想定もあり得る。影母は他書で上字「抑」が B であったから、「應：抑證」は B+章組→B とも見做せる。そうなると、ここでも B>C の変化を想定できる。職韻見 C には「棘襍」が混じる、これらは他書では B で現れるから、『經典釈文』において B と C の合併があったと見做すことができる。影 C でも「抑」が含まれており、見母同様の状況にある。

但しここでも前節末尾で指摘したことが言える。もし『經典釈文』編纂時に旧切上下字を新たに元から C であった字と組み合わせるということがあるならば、やはり元の重紐帰類を追求する試みは意味をなさなくなる。『經典釈文』は六朝諸家の旧切を取り込んでいるから、特に注意が必要と思われる。なかでも「興」、「應」にはその可能性がある。

4.4. 『慧琳音義』

『慧琳音義』では中古以降の三、四等韻の大規模な変化が見られ、A と四等韻が合流、B、C 類の対立は消失する。このため蒸職韻の重紐を考察するには適さない。しかし 2.2. 職韻重紐に関する先行研究の見解で指摘したように、『切韻』では C 類反切に A、B 類上字が使用されるることは無い。『慧琳音義』でもそれが言えるなら、『慧琳音義』に見られる蒸職韻相当第二式反切と思しき反切は『慧琳音義』音系では既に失われてしまった蒸職韻重紐対立の痕跡の可能性がある。証明の手立ては無いが、夥しい先行小学書からの引用があることを考えると、それらからの書名を明記しない反切の引用を想定することは荒唐無稽とは言えまい。ここでもこのような前提で分析を試みる。注意せねばならないのは、この B 類第二式反切は本来の字面が保たれているにせよ、『慧琳音義』においても B 類は既に C 類化しているので、『慧琳音義』編纂時に元々 C 類である字に充てられた、つまり(C>)C に B+X(→B*)、また逆に重紐 B だったものに C 類反切が充てられた、つまり(B>)C に C+C(→C*)というケースがあり得る。B*、C*は反切が意図する本来あるべき帰類。異調同音上字式反切の例に「重：重龍」(高麗 80/35)、「脾：脾肺」(高麗 88/23) 等(13)構成原理違反の反切が見られる杜撰な反切はそれを物語るものだろう。このような原

理違反反切は恐らく旧切を別の同音字に適応しようとして誤ったもの、つまり引用の表れであることを示すものと考える。帰字を含めた類相関が成立しない状況も想定され、自己完結的に嘗ての重紐対立を帰納することは困難である。そのため他文献の状況を考慮し、整合性を追求する中で帰類を判断することになる。予定調和的で方法論的厳正さを欠くとの詐りを受けそうだが、一応の試みとして調査結果を提示しておく。≠は反切の類相関と実際の帰字の帰類が一致しないことを示す。末尾に「異調」とあるのは「異調同音上字式反切」の意。

蒸韻 見母 紛:	居凝 C+B→B	“凝” B 或 B>C
	步: 舉凌	C+C→C
疑母 凝:	魚凌 C+C→C	≠ “凝” B 或 B>C
	凝: 魚競	C+B→B “凝” ; “競” B
曉母 興:	香鷹 C+C(<B)→C	或
	C+B→B	或
	C+B→B	≠ “興” C
影母 膚:	憶凝 C+C(<B)→C	異調 或
	C+B→B	“膚” 或
膚鷹:	憶紛 C+B→B	“膚鷹” 異調? 或
	C+C(<B)→C	異調
膚:	抑凌 B+C→B	“膚” 異調 或
應鷹:	憶陵 C+C→C	異調 ≠ “應鷹” B
應:	憶興 C+C→C(<B)	異調 或
	C+B→B	
應:	於紛 C+B→B	= 玄應
鷹:	億紛 C+B→B	“鷹” B 異調 或
	C+B→B	≠ “鷹” C
鷹:	億競 C+C(<B)→C	異調 或
	C+B→B	“鷹” ; “競” B
鷹:	臆令 C+C→C	異調 ≠ “應” B
證韻 影母 應:	憶證 C+章組→C	異調 ≠ “應” B
職韻 見母 棘亟殛:	矜力 B+C→B	“棘亟殛” B? 異調 或
	B+C→B	“棘” (>C) ≠ “亟殛” C

棘: 約𡇻 B+ “𡇻” →B 異調
 棘亟革: 約憶 B+C→B “棘亟革” B 異調 或
 B+C→B “棘” (>C) ≠ “亟革” C
 棘: 約億 B+C→B 異調
 棘亟: 竢力 B+C→B 異調 或
 B+C→B “棘” (>C) ≠ “亟” C
 棘: 竢𡇻 B+B→B 異調 “竢” B
 棘𢵃: 竢憶 B+C→B 異調 “竢” B
 棘: 竢億 B+C→B 異調 “竢” B
 亟: 飢力 B+C→B 或
 B+C→B ≠ “亟” C
 棘亟: 居力 C+C→C “棘亟” 或
 C+C→C “亟” ≠ “棘” B
 苛: 己力 C+C→C
 群母 極: 渠億 C+C→C
 極: 其𡇻 C+C(<B)→C 或
 C+B→B ≠ “極” C “𡇻” B
 疑母 疑𡇻: 凝棘 B+B→B “疑𡇻” 異調
 𡇻: 疑棘 C+B→B “𡇻” 或
 “疑>凝” B+B→B
 𡇻: 疑極 C+C→C ≠ “𡇻” B 或
 “疑>凝” B+C→B
 𡇻: 凝極 B+C→B 異調
 𡇻: 凝力 B+C→B 異調
 𡇻: 魚殛 C+C→C 或
 C+C→C ≠ “𡇻” B
 𡇻: 魚力 C+C→C 或
 C+C→C ≠ “𡇻” B
 𡇻: 宜力 B+C→B “𡇻”
 𡇻: 宜棘 B+B→B “𡇻”
 曉母 艸: 興憶 C+C→C 異調 或
 B+C→B ≠ “艸” C
 艸: 許力 C+C→C
 影母 影 A? 印: 一力 A+C→A?
 抑億臆𦗀: 於力 C+C→C “抑億臆𦗀” 或

C+C→C “億臆脰” ≠ “抑” B
 抑臆: 應力 C+C→C “抑臆” 異調 或
 B+C→B “抑” ≠ “臆” C
 脣: 應極 C+C→C 異調 或
 B+C→B ≠ “臆” C
 脣: 鷙力 C+C→C 異調
 B+C→B ≠ “臆” C
 脣: 鷙極 C+C→C 異調
 B+C→B ≠ “臆” C

特に C+B の場合、類相関第一式反切として帰字 B と見做すか、異調同音上字式反切として上字の帰類との一致を優先し、帰字 C とすべきか、それとも上字、下字の帰類に変化があったとして(C<)B+C→B、C+C(<B)→C と見るか、本来 B+B→B もしくは C+C→C のパターンであった反切の上、下字に何らかの改変があった結果なのか判断が難しい。これには上述の如く B>C となっていた『慧琳音義』において編纂時にこのような反切が新たに元々 C の字、B>C の字にあてがわれたのかも知れないということも状況をより複雑にしているものと思われる。

上掲例では B か C か帰類が一意的に定まらないものが少なくなく、他の解釈の余地もある。例えば平声見母“競”、疑母“凝”、曉母“興”、影母“膺鷙應”、去声影母“應”など。これらについては一様に B>C の変化があったものと仮定すると、個々の字の元々の帰類は暫く以下のように推定される。『慧琳音義』では蒸職韻 B、C の対立は認められない。これは『慧琳音義』そのものではなく、上掲仮説を前提として帰納される、いわば前『慧琳音義』時期の重紐特徴である。

蒸韻 見 B 競競	職韻 見 B 棘棘
C 步	C 亟亟革苟
疑 B 凝	群 C 極
曉 B 興	疑 B 窭𡗎
影 B 膺鷙應	曉 C 艳
	影 B 抑
證韻 影 B 應	C 億臆脰
	影 A? 印

4.5. A類の痕跡はあるか

そもそも『切韻』蒸職韻にはA類字は存在しないが、『慧琳音義』には1例ながら、旧A類かと思しき反切がある。これについて補足しておきたい。『玉篇』、『玄應音義』、『經典釈文』に見られたAと解釈する余地のある字は下字が音声的にAの特徴を有する精組ではあったが、精組字は重紐の対立がないので、判定の根拠たり得ず、『切韻』の傾向に照らしての推測にすぎない。なお『慧琳音義』蒸職韻反切には精組下字の使用例は無い。検討の対象となるのは職韻影母「卬：一力」である。

上字「一」は「乙」その他何らかのB類字の誤写の可能性も無いではない。しかし他資料に目を転ずると、敦煌資料の『俗務要名林』、『札記音残卷』には以下のような蒸韻影A、證韻影Aと見做し得る反切がある。どちらもそこに反映する音韻体系においてはB、Cの対立を失っていたと考えられる。

蒸韻 影A? 鷹：一凝 A+B?→A 『俗務要名林』 慶谷 p.38

Cf. 影B 應：乙陵 B+來→B 『史記索隱』、『史記正義』
大島 p.298

影B 脅：抑凌 B+來→B 『慧琳音義』 上田 p.123

證韻 影A? 應：伊證 A+章組→A 『禮記音残卷』 大島 p.298

Cf. 影B 應：乙證 B+來→B 『史記正義』 大島 p.298

『史記索隱』、『史記正義』、『慧琳音義』とは帰類を異にするこの反切の上字が質A「一」、脂A「伊」であることは注目に値する。呂忱『字林』には筆画の少ない反切用字を用いる傾向があり(14)、弟呂靜の『韻集』も佚文反切からは同様の傾向が窺われる。但し『字林』、『韻集』両書の僅かに残された佚文反切からは重紐の区別は知り得ない。『字林』佚文で「伊」の使用例は確認できないが、「一」は実例がある（「乙」も）。この二反切が『字林』或いは他の何らかの六朝期小学書に由来するものなら、『切韻』からは窺い知ることができない、より古い段階のAを反映するとして、蒸韻「鷹」、證韻「應」にA>B>Cの変化が考えられ、如上の『慧琳音義』の職韻の例もこれに連なる。そして上古から中古への流れの中で、このような帰類の揺れが想定可能となる。質A「一」は『切韻』では一等「剗：一丸」（寒平合）、二等「勞：一諍」（耕去開）、「摶：一號」（庚入合）、四等「吟：一弟」（齊上開）の如く等位を限定しない上字使用が見られる。易

識易写の故であろうが、重紐反切に於ける使用例は皆無で、「匹」が一、二、三、四等と等位を問わず広く用いられ、重紐反切においても A、B 双方に使用されるのとは状況がやや異なる。今試みに大島 1981 に見える三等韻で反切上字「一」を使用する反切を『切韻』中の重紐対立と対照してみると、全 18 例、うち『切韻』で B となるものは支上紙「騎：一伎」、宵上小「幼：一小」、侵去沁「審：一禁」の 3 例のみ。いずれの韻においても影母下で重紐対立が無いから A と見做せないこともない。従って『切韻』の枠組みに照らして分析することは方法論的に大きく誤るとは言えないようにも思われる。質韻の下字に「一」を使用した例でも A の例は存在するが、B の例は見られない。大島 1981 に拠れば、「一」はまた『切韻』一、二、四等韻相当字の他、C 類韻相当字の反切上字にも使用されているから〔補注 2〕、「匹」同様に見做し慎重を期すべきかも知れないが、本稿では「伊」と共に統一的に解釈するなら、一先ず「一」を A 類と見做しても良いのではないかと考える。

結局上掲の「一」を上字とする反切は、もし新たに作られたものでなく、旧音を反映するものならば『慧琳音義』「印：一力」は『俗務要名林』の「鷹：一凝」、『禮記音残卷』の「應：伊證」と共に本来は A 類反切を意図していたと見做す余地がある。A、B、C 異なる時代層を反映する字面の反切が並存し、それを当該文献成立時においては實際には C の音系で A、B の反切を口唱していた、つまり C として機能していたと想像する。

作業仮説の検証が不十分な上、A と見做し得る反切が僅か 3 例で、しかもそもそも A 類が存在しないのに、唐代の B>C となってしまった文献から A の存在を想定するのは、推測に推測を重ねる危うい論法との大方の批判が出ることを承知の上で、一解釈として敢えて提示しておく。

「鷹：一凝」、「應：伊證」についても上字が何らかの C もしくは（元）B の字を誤ったものである可能性の他、該文献において何らかの旧切に手を加えた上で、それを C 由来の「鷹」、「應」に当てた可能性もある。「一」は文献によっては「匹」同様に重紐対立に縛られない振舞をするから〔補注 2〕、そのような文献から引用したことにより、「印」、「鷹」、が A と判定されることになったと解釈する余地もあるが、「應」の上字「伊」にはこのような論法は通用しない。『俗務要名林』、『禮記音残卷』いずれも反切総数が少なく、類例を見出せないのが遺憾である。ちなみに『慧琳音義』では「一」の反切上字としての使用は全 45 例（同一反切が複数回出現しても 1 と数える。「壹」は対象としない）、うち一等帰字に使用されるのが 3 例、A が 28 例、四等が 14 例で、質韻唇牙喉音声

母反切の下字として現れるのは渢母字の1例のみ、そこでもAとして現れており、帰字Bの反切上字に用いられることは無い。「伊」が上字に用いられるのは全38例、『切韻』と対照すると、Aが26、四等が11で、Bが1例（「澄：伊ニ」）あることになるが、『玉篇』「澄：姻利」、『文選音義』「澄：因利」（「姻」、「因」は真A）となっているところから見て、「澄」は『慧琳音義』でもAと見做すべきだろう。つまり『慧琳音義』では「一」、「伊」は反切用字としてAの振舞をしていると考えられる。

5. 幽韻重紐

『切韻』系韻書における幽韻の重紐対立は平声曉母小韻にしか見られず、この対立は『廣韻』では失われる。この状況は職韻の異同に似る。

幽韻曉母小韻

原本切韻	A 麟	香幽反。又風幽反。一。	李永富 1973 卷2/p.257/l.1
	B 休	許彪反。一。	2/257/7
切三	A 麟	香幽反。又風幽反。一。	
	B 休	許彪反。一。	
王一	A 麟	……(義注、反切判讀不能)	
	B	(缺損)	
王二	A 麟	香幽反。又風幽反。一。	
	B 休(>休)	許彪反。一。(15)	
王三	A 麟	香幽反。又風幽二反。一。	
	B 休(>休)	許彪反。一。	
廣韻	麟	香幽切。又風幽切。二。	<u>休</u> 又火交切。
		A	B

下線____は中古重紐A、___はBを表す。董同龢 1948, p.17 の如く幽韻を重紐韻と見做さない説もあるが、唇音字が軽唇音化しないので、本稿は重紐韻説に立つ。そして同じ流摂の尤韻は、軽唇音化するので重紐韻と見做さない。

幽韻の重紐についても、既に太田 2013, pp.200-204 で先行研究を紹介し、太田 2016, p.212 で『廣韻』のみに基づく場合の結果を提示したが、訂正を加えた上で 5.2. 『廣韻』のみに基づく類相関判定で改めて紹介し、6. 原本『切韻』と『廣韻』の差はなぜ生じるか以降で新たな分析を進め、検討結果が 2.3. 職韻重紐に関する本稿筆者の見解で紹介した職韻と同様の

状況にあることを示す。

5.1. 『切韻』幽韻の類相関

上田 1975 推定原本『切韻』に基づけば、幽韻小韻反切の類相関は以下の通り。帰字は小韻代表字のみ挙げる。上字に A、B 類字を使用する例は去声明母、影母の 2 例のみ。

平声幽韻	幫母	彪: 甫休(休)	C+B→B	②'
		cf. 王二「補休(休)」; 『廣韻』「甫休」	C+B→B	
並母	流: 扶彪	C+B→B		③'
		cf. 『廣韻』「皮彪」	B+B→B	
明母	繆: 武彪	C+B→B		③'
見母	樛: 居虯	C+A→A		④
群母	虯: 渠幽	C+A→A		③
疑母	聲: 語虯	C+A→A		④
曉母	麌: 香幽	C+A→A		①
	休: 許彪	C+B→B		①
影母	幽: 於虯	C+A→A		②
上声黝韻	見母	糾: 居黝	A←C+A	②
	影母	黝: 於糾	A←C+A	①
去声幼韻	明母	謬: 靡幼	B+X(幼)→B	① B+A→B ③
	溪母	蹊: 丘幼	C+A→A	③
		cf. 『唐韻』「丘謬」; 『廣韻』「丘謬」	C+B→B	
	影母	幼: 伊謬	A+B→A	②

最も分かり易い去声から始める。①明母の反切上字「靡」が B であるから、類相関第二式 B+X(幼)→B で、帰字の「謬」は B、②影母は下字「謬」は B だが、反切上字「伊」が A だから、帰字「幼」は A+B→A、③「幼」を下字とする溪母「蹊」は C+A(幼)→A となる。明母「謬 靡幼」も B+A→B が確定する。なお「靡」 B、「伊」 A を前提に論を進めたが、この二字の帰類については、「靡」は上古歌部合口 > 中古支 B、「伊」は上古脂部 > 中古脂 A で、共に上古との間に規則的対応を示し、韻図でも前者三等、後者四等に配置されるから、判断に問題は無い。

平声は類相関第二式反切が皆無につき、反切のみから重紐の帰類を判断することができない。そこで①暁母の対立を韻図が「麌」を四等の段に置くので A と見做し、他方の「休」は尤韻「休」と衝突するので、韻図上には現れないとして、B と見做す。②すると帰字暁 A 「麌」の反切下字「幽」は $C+X \rightarrow A$ (麌)で $X(幽)=A$ となり、②'幫母「彪」は $C+B$ (休)→B で、「彪」は B。③「幽」を下字に採る群母「虯」は $C+A$ (幽)→A。③'「虯」を下字に採る並母字「濁」、明母字「繆」は共に $C+B$ (彪)→B、④「虯」を下字とする見母「繆」と疑母「聲」は $C+A$ (虯)→A。平声暁母「休」が B である以外、牙喉音は全て A となる。韻図の配置に頼らないのであれば、『切三』明母小韻が「繆 綱謬。武彪反。又靡幼反。一」に見える又音を手がかりとすることも可能である。但し『切三』去声幼韻部分は現存しない。『王二』該当部分にこの字が見えないのが弱点であるが、『王一』、『王三』、『唐韻』、『廣韻』いずれにも見えるので、『王二』で記載漏れがあったものとして、『切三』にも存在していたと想定することは不可能ではなかろう。『王二』幼韻明母小韻は「謬 靡幼反。狂者妄言。一曰誤、也。一」となっており、義注が他の切韻系韻書と著しく異なり、同小韻が原本『切韻』の旧を留めているとは考え難い。Cf. 『王一』「錯正作謬」、『唐韻』「誤」、『廣韻』「誤也。詐也。差也。欺也」。平声の「繆 武彪反」と去声の「繆 靡幼反」が「同義異調」（同一字の声調のみ異なる別音）の関係にあるならば、去声で B であるから、平声でも類を同じくして $C+X \rightarrow B$ 、つまり下字「彪」は B であるという結論を引き出せる。「休：許彪」が $C+B \rightarrow B$ なら、これと対立するもう一つの暁母小韻は A、従って「麌：香幽」は $C+A \rightarrow A$ ということになり、韻図の配置を手がかりとして進めた議論と同じ結論に達する。

上声はこのままでは全て A 若しくは全て B としか分からぬ。そこで相配する平声との間の又音並収状況に A、B の帰類に関し違いは無いという前提で、平、上、去声間の又音に着目する。但し『切三』に見えず（『王一』は欠損があって確認できない）、原本『切韻』に存在しなかった「拗」、「麌」の二音並収を利用して論証として厳密さを欠く。とは言え、他のテキストでは一様にこの二音並収は見られるので、原本『切韻』記載漏れとして、原本『切韻』にも通用すると見て大過無かろう。

1) 「拗」	平声幽韻 影母小韻「幽：於虯」 『切三』：拗（無し）	上声勥韻 影母小韻「勥：於糾」 拗 憂兒。
--------	----------------------------------	-----------------------------

『王一』: 悲 (欠損)	悲 憂兒。
『王二』: 悲 憂兒。又於聊反	悲 憂心。
『王三』: 悲 、憂懲。又於聊反	悲 憂兒。
『廣韻』: 悲 《說文》憂兒	悲 憂兒。

Cf.	平声蕭韻	平声尤韻
	影母小韻「幺：於堯」	影母小韻「憂：於求」
『切三』: 悲 (無し)		悲 (無し)
『王一』: 悲 、、, 憂。又於流反		悲 含怒不言
『王二』: 悲 (欠損)		悲 含怒不言
『王三』: 悲 、, 憂。又於流反		悲 含怒不言
『廣韻』: 悲 悲悲, 憂也。又一糾切		悲 含怒不言

2) 「蠟」	平声幽韻	上声勸韻
	影母小韻「幽：於虯」	影母小韻「勸：於糾」
『切三』: 蠟 (無し)		蠟 (無し)
『王一』: 蠟 、蠻。又於糾反。亦作蠅		蠟 、蠻。又於由反。 亦作蠅
『王二』: 蠟 、蠻，龍兒。又於糾反		蠟 、蠻。又於由反。 亦蠅
『王三』: 蠟 、蠻。又於糾反。亦作蠅		蠟 、蠻。又於由反。
『廣韻』: 蠟 蠟蠻，龍兒。又一糾切		蠅 蠅蠻，龍兒。

Cf. 平声尤韻影母小韻「憂：於求」中

「蠟」は『切三』、『王一』、『王二』、『王三』、『廣韻』いずれも未収。

平声「幽」小韻中の「悲」、「蠟」と上声「勸」小韻中の「悲」、「蠟」はいずれも意味的に一致する。四声別義ではなく、同義異調ということだろう。①平声字で A ならば上声字もまた A。双方の小韻所属字が一律に同音ならば、上声勸韻影母代表字の「勸」は A となり、C+X(糾)→A(勸)、X(糾)=A。②従って見母字「糾」も A。但し訛文中の又音は『切韻』音系と必ずしも一致しないので、扱いは注意が必要である(16)。

結局、平、上、去声を通じ、唇音字は全て B、牙喉音字は平声曉母「休」のみ B、それ以外は全て A。これが原本『切韻』幽韻重紐対立の状況である。

松尾 1978 は『広韻』反切を基に、平声曉母小韻の対立を加えて『切韻』（或は『広韻』と言うべきか）重紐の対立解明を図るが、そこには判定に影響する反切用字の異同があり、方法論的に厳密さを欠く〔補注7〕。上掲の類相関の調査は原本『切韻』の反切のみに基づいており、『広韻』平声並母の「濁：皮彪」は手掛けに使えないで、代用策に同義の又音を用了。また上声について、松尾 1978 は去声「幼」が A だから、声符を共有する上声「黝」もまた A だろうとして、3 小韻を全て A と判定するが、同一声符を共有する文字群の重紐帰類が本来一律であったにせよ、中古の段階では既に乱れており、A、B 双方に跨ることがあるので、この判別方法で得られる結論は蓋然性の高い推測に止まる。ただ先の又音に基づく検証で得られた結論とも一致するので、一先ず A と判断して良かろう。

5.2. 『広韻』のみに基づく類相関判定

もし『広韻』のみに拠り、平声曉母字の対立を認めないと、幽韻重紐小韻は以下の通り。小韻中の同音字も掲げるが、同音字数は省略。

平声幽韻	幫母	彪彫麌：甫然 C+B→B	然： B	③
	並母	流濂颯：皮彪 B+X→B		①
	明母	繆鷁𩫑：武彪 C+B→B		②
	見母	繆写𦵹𠀤：居𧎧 C+B→B		⑥
	群母	虯𧔻繆斛𩫑𧔻：渠幽 C+B→B		⑤
	疑母	聱：語𧎧 C+B→B		⑥
	曉母	𧔻然：香幽 C+B→B		④
	影母	幽泐𠀤𦵹𧔻𠀤：於𧎧 C+B→B		⑤
上声黝韻	見母	糾赳𠀤：居黝 C+B→B		②
	群母	𧔻：渠黝 C+B→B		②
	cf. 『王一』、『王二』、『王三』「渠糾」 C+X→X			
	影母	黝𠀤𠀤𠀤：於糾 C+B→B		①
去声幼韻	明母	謬繆：靡幼 B+A→B		①
	溪母	蹊：丘謬 C+B→B		②
	cf. 『王一』、『王二』、『王三』、『P3694 表』「蹊：丘 幼」 C+A→A; 『唐韻』「蹊：丘繆」 C+B→B			

群母	跔: 巨幼	$C+A \rightarrow A$	②
	cf. 『王一』、『王二』「跔: 渠幼」	$C+A \rightarrow A$	
影母	幼: 伊謬	$A+B \rightarrow A$	①

去声は原本『切韻』と同じ手順で帰類を判定できるが、『廣韻』では渙母「蹠」の反切下字が A 類「幼」から B 類「謬」に改められ、「蹠」は $C+B(\text{謬}) \rightarrow B$ に変わる。去声渙母小韻は『廣韻』でもこの 1 字のみ。反切下字を唇音 B の「謬」に改めたのは「蹠」の $A > B$ 或いは $A > C (=B)$ の変化を反映したものだろう。『唐韻』も「蹠: 丘繆」で『廣韻』と同様の改変が見られる。群母「跔: 巨幼」は『王二』、『唐韻』には見えないので、原本『切韻』には無かったと考えられる。

平声は曉母下の対立が失われ、これを判定の手掛りにできない。①唇音並母「流」は上字「皮」が B なので、類相関第二式より $B+X \rightarrow B$ と分かれるが、他の唇音字はこれと系聯せず、帰類は不明。そこで、去声明母「謬」が B で、この小韻中の「繆」（但し原本『切韻』未収）と平声「繆」の重紐帰類が一致するなら、②去声明母「繆」が B だから、平声明母「繆」もまた $B, C+X(\text{彪}) \rightarrow B$ で $X(\text{彪}) = B$ 。ここで③ $C+X(\text{杰}) \rightarrow B(\text{彪})$ で、 $X(\text{杰}) = B$ 。これを敷衍すると、④曉母「麌杰」は A ではなく、B となり、 $C+X(\text{幽}) \rightarrow B(\text{麌杰})$ で $X(\text{幽}) = B$ 、従って⑤影母「幽」の下字「虯」は $C+X(\text{虯}) \rightarrow B(\text{幽})$ で B。また群母「虯」も同時に $C+B(\text{幽}) \rightarrow B(\text{虯})$ の関係が判明する。そして、⑥「虯」を下字に採る見母「繆」、疑母「聲」は共に $C+B(\text{虯}) \rightarrow X$ で $X = B$ ということになる。

上声については、5.1. 『切韻』幽韻の類相関同様の手法で帰類を決定することができる。原本『切韻』と異なり、『廣韻』内部に以下のよう並収状況が複数見られるので、こちらは前提に誤りなければ厳密な論証と考えて良い。以下の挙例は太田 2017, p.4 に訂正を施したもの。

平声幽韻	上声黝韻
影母「幽: 於虯」	影母「黝: 於糾」
「幽 澤。在崑崙山下」	—— 「黝 崑崙山下澤也」
「拗 《說文》憂兒」	—— 「拗 憂兒」
(「拗 鹿鳴」)「拗 上同」	—— 「拗 愁兒」
「虯 蟬蟻，龍兒。又一糾切」	—— 「虯 蝉蟻，龍兒」
群母「虯: 渠幽」	群母「虯: 渠黝」
「虯 蟬蟻，龍兒」	—— 「虯 蝉蟻，龍兒。渠黝切」

見母「繆：居虯」
 「枊 《說文》云，高大(木)也」—— 「枊 《爾雅》曰，枊者聊。
 又居幽切」

「欵」と「枊」以外は義注も一致する。「虯」—「蚴」は義注の一致から見て、異体字の関係にある。上掲例のほとんどが同義異調で、これらの対が重紐の帰類を異にするとは考え難い。平声で A なら、上声でも A、平声で B なら、上声でも B と判断できる。

平声の影母「幽」は A ではなく B なので、①同義異調字を多く共有する上声でも影母「黝」は B、従って下字「糾」も B、②「黝」を下字に採る見母「糾」、群母「繆」はいずれも B となる。但し群母小韻は原本『切韻』未収。

結局、去声群母「蹠」、影母「幼」が A である以外、平、上、去声に亘り全てが B となる。そうなると韻図で便宜的に四等に置かれるのは唇音字に止まらないことになる。そして平声曉母小韻についても A「虯」と B「眞」が B として統一され、四等に置かれていると考えねばならない(『韻鏡』第 37 開、『七音略』内転第 40 重中重)。それ故、『韻鏡』、『七音略』が曉母 A、B の対立を有する『切韻』テキストに依拠したとは必ずしも言えなくなる。このように原本『切韻』との間で、第一式類相関反切の多くについて、反切の字面は変わらないのに、重紐帰類の判断に違いが生まれることになる。なお平声並母「虯」の反切上字「皮」 B (歌部合口>支 B) は上古との対応関係でズレは見られないので、帰類判定の根拠とともに一先ず問題は無い。

6. 原本『切韻』と『廣韻』の差はなぜ生じるか

このような大きな差異が生まれるのは、原本『切韻』において B「眞：許彪」 ($B \leftarrow C+B$) だから、対立する「虯：香幽」は $C+A \rightarrow A$ と考えることに起因する。『廣韻』ではこの二小韻が、後者の反切を以て、統一されている。

ここで原本『切韻』の各小韻を、今度は同音字を加えた上で、『廣韻』の異切を使用することなしに分析を進めてみよう。

平声幽韻	幫母	虯彫羈：補休(>眞)	$C+B \rightarrow B$	眞： B	②
	並母	虯：扶彫	$C+B \rightarrow B$		③
	明母	繆：武彫	$C+B \rightarrow B$		③

見母	繆: 居虍 C+B→B	⑥
群母	虍 ^歛 繆 ^削 : 渠幽 C+B→B?	⑤
疑母	聱: 語虍 C+B→B	⑥
曉母	麌: 香幽 C+B→A 「麌」≠「𠀤」	①
	𠀤: 許彪 C+B→B	①
影母	幽 沏 ^𠀤 (𠀤) ⁽¹⁷⁾ : 於虍 C+B→B	⑤
	B B<A	

上声黝韻	見母 紂赳: 居黝 C+A?→A?	②
	影母 黝𠀤: 於紂 C+A?→A?	①

去声幼韻	明母 謬: 麽幼 B+A→B	①
	溪母 蹤: 丘幼 C+A→A	②
	影母 幼: 伊謬 A+B→A	①

上述のように「伊」A、「靡」B を既知として、去声明母「謬」は B(謬)+X→B、去声影母「幼」は A(伊)+X→A。「謬」B、「幼」A が明らかになり、この類相関は B+A→B、A+B→A と確定する。「幼」A を下字とする溪母「蹊」は C+A(幼)→A となり、唇音 B、牙喉音 A で、去声幼韻の 3 小韻の帰類は変更の余地が無い。

平声では現在確認できる『廣韻』以外の切韻系韻書の全てで、曉母に二つの小韻が存在する。一方を増加小韻と見做す訳には行かず、原本『切韻』で対立する小韻として存在したと考えざるを得ない。先ず反切用字を問題とせずに、①「麌」を A、「𠀤」を B と判断する。『韻鏡』、『七音略』ともに四等の段に「麌」を置くことを根拠とする。「𠀤」は既に述べた通り、尤韻の「休」と衝突するので、転図上には現れない。すると②「(休)>𠀤」は B につき、幫母「彪影麌: 補(休)>𠀤」は B、③「彪」を下字とする唇音の並母、明母、牙喉音の曉母「𠀤: 許彪」はいずれも C+B(彪)→B と判断される。

ここで憶測を述べると、『切韻』以前では、平声曉母の「香幽(反)」はそもそもが C+B で、B の「𠀤」に相応しいものであったろう。「麌」の方は C+A で下字に使える候補は「渙」、「呦」だが共に常用字とは言い難い上に、『廣韻』を見るとどちらも平、上の二音ある(上声の「𦵹」を「呦」の異体字と見る)。原本『切韻』ではこのような並収は見られないが、収録漏れだろう。「渙」、「呦」は共に反切用字の適性を欠き、下字としての

実例は皆無に近い。ただ上田 1984 に拠れば『説文解字篆韻譜』に以下の例が見られる。

平声 錯: 力呦 p.437

虯: 巨呦 p.437

上声 翳: 居呦 p.443

『篆韻譜』所拠『切韻』が何であったか、なお見解が分かれしており、現存『切韻』諸本で「呦」、「呦」の用例を確認できないが、これらは帰字が A たることを表そうとした「拘り」の表れと見えなくもない。しかしその一方で『篆韻譜』には「幼: 於謬」(p.449)C+B→B という例もあるので、「拘り」との想定には無理がある。

類相関第二式反切を使用するのではなければ、「虯」を厳密に表記する反切は作れない。そこで『切韻』では

仮説 I. 影母小韻は A たることを正確に表す反切を作れないので、A、B の区別がなお存在したが、已む無く A 類字を B 類小韻に間借りさせた。つまり実は合流ではなく、独立した韻目が立てられていない小韻を近似の韻目に間借りさせる、所謂「寄韻」の如く、とりあえず類音の B 類小韻に付け加えた（「寄韻」ならぬ「寄小韻」）。平声において A 類唯一の「虯」小韻はこの字一字のみの小韻で、この字は常用字とは言い難く、字面から正確な発音を推測することも困難で、反切用字としては不適である(18)。

A ゆ呦: (反切無し) ⇒ B 幽 ゆ呦 : 於虯
B 幽: *於*虯 ↗ B ≈A C B

ただそれならば何故、類相関第一式反切に固執するのかという疑問が生ずる。第二式を用いて上字を A か B か指定すれば、下字に重紐の帰属が異なるものを用いても正確に帰字の読音を規定できる筈である。確かに『切韻』は遇摂上字を多用する傾向があり、遇摂に重紐韻は存在しない。しかし正確さを犠牲にしてまで遇摂上字使用に拘るものだろうか？(19)

むしろ仮説 II. A、B 合併し、「幽」、「呦」共に A となった。このうちの B 由来常用字「幽」を「虯」小韻で A 下字として用いた。これにより曉母反切「香幽」では「幽」は元々の B として機能し、C+B を意図するものだったが、この反切が A 類の「虯」に充てられたため、下字の「幽」が A と判断されることになった。これにより群母「虯𦥑𦥑𦥑: 渠幽」は

C+B を意図するものであったが C+A と判定され、芋蔓式に見母「穆：居
虯」、疑母「聾：語虯」も C+A と判定されることになった。「幽」を B(>A)、
「虯」を C+A と見なせば、原本『切韻』平声の類相関の状況は『廣韻』
と大差無くなる。

影母 A 幽 渙呦 : 於 虜 C+B→B>A
 A<B A C B

さもなくば仮説 III. 「渙呦」は本来 A だったが B に変化し、元から B であった「幽」と合流、平声で唯一 A の「虯」は第一式反切で正確に A であることを表すための下字の候補がなくなり、已む無く嘗て A であつた字を含む影母小韻の代表字「幽」を A として代用した。影母小韻は以下のように解釈することになる。

影母 B 幽 渙呦 : 於 虜 C+B→B
 B B<A C B

結局、何故、曉母小韻の如く、A たる影母字「渙呦」に類音の B 類下字を当てても独立させなかったのかという疑問に解答を見出せないので、合併説に分があるものと考える。他文献の帰類状況を勘案すると、II、III の「重紐の痕跡」説の方が蓋然性が高く、II と III では III の方により説得力があるようと思われる所以、これを採りたい。「幽」、「渙呦」の帰類の変容は尤-幽合流が見られる方音の影響も考えられるが、それについては改めて検討する。

「虯」の帰属に関し補足すると、「リ」声字は他文献でも重紐の帰属は一律ではなく、A、B 双方に跨る。「リ」声字は恐らく本来は一律 A であったが、一部が A>B と変化して、帰属が一様ではなくなっているということであろう。後に触れる『慧琳音義』では「虯」に見 A、群 B の二音あり、群母音の方は他文献でも B でしかない。見 A は他の文献では見かけないので、ここで下字として使用されている「虯」は一先ず群 B と判定する。

上声の帰類は自己完結的に帰類を明らかにすることはできない。既述のように『王二』、『王三』の平、上声に見える「惣」の又音を利用すれば『廣韻』同様に判定できるが、「惣」は原本『切韻』未収なので、論証方法に厳密さを欠く。本章冒頭の原本『切韻』で、「惣」を（）に括り「*」

を付したのはそのためである。上声は見母と影母の二小韻のみで、双方が陳澧の反切系聯法の「互用」に当るから共に A か、共に B のどちらかと判断される。去声「幼」が A だから、声符を共有する上声字「黝惲」も C+A→A の可能性が高い。そうであれば、「糾赳」も C+A→A らしいということになる。

但し見母「糾赳」、影母「黝惲」は A、B の帰属を異にするが、上下字候補に適字が無く、一方をもう一方の類音を用いて表すしか手が無かつたという見方もできる。その場合は声符「幼」の共有から見て、相対的に「黝惲」が A で、「糾赳」は B という可能性が高い。前者「黝惲: 於糾」は C+B(>A)→A、後者「糾赳: 居黝」は C+A(>B)→B、つまり見母「糾赳」は B 類だが、他には A 類の影母小韻「黝惲」しか下字となり得る字が無いので、これを用い、便宜的に B 相当に読み替える、また影母「黝惲」も A 類だが、B 類の「糾赳」しか使える字が無いので、已む無くこれを下字とし A に読み替えるようにしたということである。ここでも平声影母小韻同様、何故、第一式反切に固執するのかという疑問が生ずる。このような混乱状況が見られることこそ帰属を異にするという見方が誤りであることの証左と片付けることもできそうである。そこで上掲例では「糾赳」に A?と疑問符を附しておいた。一先ず共に A の可能性が高いとのみ言っておく。

原本『切韻』幽韻各重紐韻の帰属はこのように、自己完結的に全てを明らかにしようにも、複数の解釈を排除できない部分が残る。先の『玉篇』職韻見母及び溪母開口小韻の例でも分かるように、個別の字の帰類は文献間で常に一致している訳ではない。また字書、音義書の反切はたとえ第二式反切であっても、引用によるものなら、その文献内部で A か B かを判定するには慎重にならざるを得ず、『切韻』の重紐を判断する上で、必ずしも決定的根拠たりえない。先ずはそれらの反切を利用し、上古との間で対応関係を見出せる方を本来と見做し、通史上の整合性を考えて、個別文献の判定不能字を判断するのが次善の策だろう。そのような立場で分析を進めると、『廣韻』と一致することを以て正しいとする結論にもまた懐疑的にならざるを得なくなる。

7. 玉篇の場合

本章では上田 1986 の原本系『玉篇』幽韻反切を対象とする。但し声母、重紐の分類については必ずしも上田氏の判断に従わない。なお平声影母の「拗: 幽反」は「反」の字が付くが、『篆隸万象名義』独特の直音注。

『玉篇』は「江南讀書音」を反映するとされる。その中古音と異なる特徴の一つが尤-幽韻混用である。本稿では「混用」は音注、「合流」は音韻に関し用いるが、厳密な使い分けではない。尤-幽韻混用は中古音以前でも広く見られ、例えば以下のような例がある。() 内は『切韻』に即した分類。

- 徐邈音 道: 在羞反, 徐又在幽反 毛詩音義中所引 74/8a5
道: 在由反, 徐又在幽反 左傳音義三所引 260/27a6
(被切字尤, 下字幽)
- 絃: 音求, 徐音虯 毛詩音義下所引 74107/35a4
(被切字尤, 下字幽)
- 糾: 吉黝反, 徐居酉反 禮記音義一 174/26b11
(被切字黝, 下字有)
- 沈重音 糾: 吉黝反, 沈居酉反 毛詩音義上 67/29a11
(被切字黝, 下字有)
- 郭璞音 黝: 於糾反, 郭殃柳反 爾雅音義中 415/18a1
(被切字黝, 下字有)
- 孫炎音 貂: 孫音流 爾雅音義下 433/19b7 (被注字幽, 注音字尤)
- 字林音 糾: 九 史記索隱所引 簡啟賢 2003, p.321
(被注字黝, 注音字有)

最後の1例以外は全て『經典釈文』に拠る。これらの古反切が音声的にどこまで厳密なものであったか、議論の分かれるところであろうが、徐邈、沈重、郭璞、孫炎の音注、『字林』において標準音とは異なり、方音レベルで尤-幽が合流していたと解釈できる。現代の地名で言えば、徐邈は江蘇丹徒、沈重は浙江吳興、郭璞は山西聞喜、孫炎は河南武陟、『字林』の編者呂忱は山東濟寧の出身と多岐に亘る。彼等を即出身地方言の話者と安易に断ずる訳にはいかないが、上掲の尤-幽混用例を一律に江南讀書音と解せないことは明らかである。注意すべきは『經典釈文』の著者陸德明もまた江南讀書音を反映するとされることである〔補注3〕。以下の例参照。() 内は標準音と考えられる。

- 挿: 音虯 83/26a4; 103/28b10 (被注字幽, 注音字尤)
斛: (其樛反,)一音求 335/21b5 (被注字幽, 注音字尤)
(音糾,)又音求 339/30a6 (被注字幽, 注音字尤)

璆：(音蚪。又巨谬反，)又舊周反	85/30b9	(被切字幽，下字尤)
(其谬反，)又舊休反	8599/19b7	(被切字幽，下字尤)
(其谬反，)又音求	421/29b4	(被注字幽，注音字尤)

それ故、上の徐邈等の音注も本来はこれと異なる用字だったが、陸徳明が手を入れたことで、尤-幽混用が生じたという可能性もある。しかし尤-幽混用は後の秦音文献『慧琳音義』(9世紀初頭)でも見られ、六朝期に既に江南に限らず、広範な地域に分布していたろう。全てを陸徳明の改訂に帰すべきではない。この特徴は唐代以降の大規模な三等韻と四等韻の合流状況(CとBとの間、純四等韻とAとの間の合流)とも一致する。本稿では尤-幽合流でC類に統一されるに当たり、平山1967,p.159によれば、音価としてはC>Bとなったとされるが、このCを重紐論ではBと等価と見做す。推定音価を巡ってはB的(前舌主母音)と見做す以外にC的(中舌主母音)と見做す余地もある。

この大規模合流により、BにはC類字、Aには四等韻字と双方に不純物が混じることになったが、A、Bの対立(の痕跡)を検証することはこの合流を反映する文献でも可能である。但しあくまでも中古音の枠組みに照らしてのことでのこと、それらが韻書ではない『玉篇』において真に対立するものだったか厳密には証明できない。なお重紐韻の唇牙喉音声母以外の声母の小韻には対立が存在しないが、音声的にA、Bのいずれかに帰属させる考えでは、例えば莊組はB、精組、章組はAと判断される。但しこれは『切韻』についてある程度通用するが、韻書でない資料では無批判に適応することはできない。幽韻反切下字に混用されるC類字(尤韻字)は尤-幽合流を反映するものとして、重紐の議論においてはC=B、つまり一律B相当と見做す(20)。以下、上田1986bに基づき、帰字が『切韻』幽韻所属のものを対象に、各小韻の重紐帰属を検討する。特に書名を示さないものは『篆隸万象名義』に基づく。注意すべきは尤-幽合流が全面的なものであるならば、類相関を云々するまでもなく、全てがCであり、これを重紐対立の枠組みで見れば(=B)となるということである。その場合、音価としてはBに統一されたのであれば軽唇音(i)eu、それ以外はieu；Cに統一されたのであれば軽唇音(i)eu、それ以外はieuと想定することになる。いずれにせよ軽唇音化した場合は拗介音を失っていたと見做さず方が自然なように思う。反切帰字、上下字の組み合わせが本来のものであると言う前提が成立するなら、以下の分析結果は、そこから窺われる前『玉篇』段階の重紐対立ということになる。但しもし以下の挙げる反切の

帰字が『玉篇』において幽韻旧切上下字と新たに組み合わせた、或はそのような幽韻旧切を下字を尤韻に改めた上で新たに組み合わせた、ということなら、帰字—上下字の間の類相関は成立せず、この分析結果は前『玉篇』段階の重紐対立を反映するものということにはならない。この点は心しておくべきである。

幽韻	幫母	彪	補虯	6/55a1	C+X→B	X(虯)=B	C+B→B	③
		彫:	夫幽	2/26b1	C+B(幽)→B		⑧	
		羈:	風幽	6/34b5	C+B(幽)→B		⑧	
並母	濁	被	彪	5/87b5	B+X→B	①	B+B→B	④
	濁	扶	彪	5/87b5	C+X→B	X(彪)=B	C+B→B	②
	濁	皮	彪	5/95b3	B+X→B	①	B+B→B	④
見母	痕	居	彪	3/75b1=『新撰字鏡』158/7	C+B→B		④	
	樛	居	愁	4/9b6		C+尤章→C(=B)		⑨
群母	璆	奇	樛	1/22b3	B+X→B	①	B+B(樛)→B	⑩
	(虯)=	奇	樛	6/91b6	B+X→B	①	B+B(樛)→B	⑩
	龍	(=虯)	奇	樛	6/103a5		B+B(樛)→B	⑩
	軒	奇	樛	6/115b5	B+X→B	①	B+B(樛)→B	⑩
	鉤	巨休(>休)	『新撰字鏡』374/3		C+B(休)→B		⑪	
	(鉤>)鉤	渠	鳩(21)	5/58b6		C+尤見組→C(=B)		⑨
疑母	聲	魚	幽	2/7a1	C+B(幽)→B			⑦
曉母	休	虛	樛	5/143a2	B+B(樛)→B			⑩
	羈	香	幽	5/118a1	C+B(幽)→B			⑧
影母	蠟	於	虯	6/92b1	C+B→B			⑤
	幽	於	稠	5/132a4	C+尤知→C(=B)			⑥
	呦	幽	反	2/16a1	B(呦)=B(幽)			⑦

Cf. 尤韻 見母 罷: 居稠 2/50b6

丨:	居稠	1/14a5, 6/173a5
革:	居稠	6/173a5
影母	惄:	於流 2/89b5

黝韻	見母	嬪:	居黝	1/73a6	C+X→X >	C+B→B
		赳:	居黝	3/53a1	C+X→X >	C+B→B
		糺:	居黝	6/173a6	C+X→X >	C+B→B
影母	𦵹:	於糺	3/31a1		C+X→X >	C+B→B

渙: 於糾 5/80b3 C+X→X > C+B→B

黝: 於糾 5/145a2 C+X→X > C+B→B

Cf. 有韻 影母 騃: 於柳 5/118a2

幼韻 明母 謬: 麽幼 3/16a4 B+X→B 1 B+A→B ③

見母 僂: 居幼 1/58a3=『新撰字鏡』82/8 C+A→A ④

溪母 蹤: 丘幼 2/59a1 C+A→A ④

群母 跗: 渠幼 2/58b6=『新撰字鏡』142/2 C+A→A ④

影母 幼: 伊謬 5/131b6 A+B→A ②

去声の場合は上字「靡」が B だから、①明母「謬: 麽幼」 $B+X \rightarrow B$ で、「謬」は B。②上字が「伊」 A の影母「幼: 伊謬」 $A+X(\text{謬}) \rightarrow A$ はこれにより $A+B \rightarrow A$ と確定。これで③反切系聯法の「互切」の関係にある明母「謬: 麽幼」 $B+X \rightarrow A$ は $B+A \rightarrow B$ 。そして④「幼」 A を下字とする見母、溪母、群母はいずれも $C+A \rightarrow A$ 。つまり唇音のみ B、牙喉音は全て A。この状況は原本『切韻』と一致する。

しかし平声では不一致も見られる。先ず①類相関第二式 $B+X \rightarrow B$ から、並母「濁: 被彪」、「濂: 皮彪」、群母「璆: 奇樔」、「虬: 奇樔」、「龍(=虬): 奇樔」、「角: 奇樔」は皆 B、すると②並母「濁: 扶彪」は $C+X(\text{彪}) \rightarrow B(\text{濁})$ だから、 $X(\text{彪})=B$ 。これにより、③幫母「彪: 補虯」は $C+X(\text{虯}) \rightarrow B(\text{彪})$ で、 $X(\text{虯})=B$ 。また④並母「濁: 被彪」、「濂: 皮彪」はいずれも下字が「彪」だから、 $B+B \rightarrow B$ 。見母「𢈑: 居彪」は $C+B \rightarrow B$ 。⑤「虯」は B だから、影母「虯: 於虯」は $C+B \rightarrow B$ 。⑥尤韻は C 類につき、影母「幽: 於稠」は $C+C \rightarrow C(B)$ で、「幽」は B となる。これをもし尤-幽合流で $C=B$ と見做し、類相関の枠組みで処理するなら、 $C+C(B) \rightarrow B$ と解される。いずれにせよ B 相当。⑦同じ影母の「𢈑: 幽反」は直音注だから $B(\text{𢈑})=B(\text{幽})$ と判断できる。⑧「幽」 B につき「彫: 夫幽」、「𩚖: 風幽」、「𩚖: 香幽」はいずれも $C+B(\text{幽}) \rightarrow C$ 。⑨見母「樔: 居愁」、群母「鉞: 渠鳩」は下字が尤韻字なので、⑥の例同様に $C+C \rightarrow C(B)$ 又は $C+C(B) \rightarrow B$ と見做せる。⑩「樔」を下字に採る群母「璆: 奇樔」、「虬: 奇樔」、「龍(=虬): 奇樔」、「角: 奇樔」は $B+B \rightarrow B$ 、曉母「𢈑: 虛樔」は $C+B \rightarrow B$ 。⑪「鉞: 巨休(>休)」は $C+B(\text{休}) \rightarrow B$ 。これで平声は全て B。『玉篇』は韻書ではないので、平声の上掲曉母二反切が完全に同音 (B 類) なのか、それとも同音ではないが、A 類下字が無いので、一方が已む無く B 類下字を A 類相当として代用したのか不明。後者なら『切韻』の状況から見て「𩚖」 A だろう。唇

音小韻は一律 B と判断できそうだが、牙喉音小韻の中には他にも B 類字を已む無く A 類字相当として使用した例があるかも知れない。但し上掲例でどれがそれに該当するか判断不能。この問題は他文献と照合の上、整合性を追求して得られる蓋然性の高い判断を結論とするしか手は無い。

群母「釿」は『切韻』未収。下字「休」は尤韻反切では下字としての使用例が無いので、上田 1986 に従い、幽韻字と見做し、「(休>)休」と表記、C+B(休)→B と解釈する。もし尤韻字と見做すなら、C+C→C(=B)。C 類反切扱いするにせよ、重紐の枠組みで考えるにせよ、B 相当と判断される。

以上を纏めると、平声は声母の如何を問わず、一律 B。「幼」声字も例外ではない。但し「羈：香幽」は『玉篇』内部では C+B→B だが、標準音と方音（江南読書音）の混在を認めるなら、他文献との整合性から「幽」の標準音の帰類に B>A の変化を想定し、A とする余地がある。

上声の場合は全てが第一式反切なので、自立的には判定できない。上掲例は反切系聯法の「互用」に相当し、類相関を機械的に適応すれば全て A か全て B のいずれかとなるが、已む無く A 類字を B として、或は B 類字を A として使用している可能性も排除できない。先行研究で指摘されるように、去声「幼」が A なので、声符を共有する「黝」も A である可能性が高いが、平声の「呦」は B である。それに「リ」声字でも去声の「跔」は A と判定されたが、平声の「疣」、「虬(=虬)」、「虯」は B であった。故に上声「赳」、「糾(=糾)」の帰類の判断は安易に声符に頼るべきではない。

そこで『切韻』系韻書テキスト中の『玉篇』由来と思しき又音を利用して、上声小韻の帰類について検討を試みる。王三の又音の大部分が『玉篇』由来であることは古屋 1979, 1984 で明らかにされている。このことは完本ではない『王一』、『王二』についても言えることが以下の例から見て取れる。5.1. 『切韻』幽韻の類相関で挙げた 1) 「呦」、2) 「虯」を再度利用する。但し又音の言及のないテキストは省略。

1) 「呦」	平声幽韻	上声黝韻
	影母小韻「幽：於虯」	影母小韻「黝：於糾」
『王二』： 呦 豊兒。又於聊反		呦 豊心。
『王三』： 呦 、豊憲。又於聊反		呦 豊兒。

Cf.	平声蕭韻	平声尤韻
	影母小韻「幺：於堯」	影母小韻「憂：於求」
『王一』： 呦 、、， 豊。又於流反		呦 含怒不言

『王三』：惄 、，憂。又於流反
 『廣韻』：惄 惄惄，憂也。又一糾切

惄 含怒不言
 惄 含怒不言

2) 「幽」	平声幽韻	上声黝韻
	影母小韻「幽：於虯」	影母小韻「黝：於糾」
『王一』：	幽 、謬。又於糾反。亦作蚴	幽 、謬。又於由反。 亦作蚴
『王二』：	幽 、謬，龍兒。又於糾反	幽 、謬。又於由反。 亦蚴
『王三』：	幽 、謬。又於糾反。亦作蚴	幽 、謬。又於由反。
『廣韻』：	幽 蟻謬，龍兒。又一糾切	蚴 蛭謬，龍兒。

ここに現れる又音から江南讀書音を反映する『玉篇』における幽韻重紐の帰類を判断できる。『王二』、『王三』幽小韻釈文中の又音「於聊反」は

蕭韻影母相当で、確かにこの小韻に「惄」が見えるが、同じく江南讀書音を反映する『博雅音』に「於柳、於流」（但し他に「於聊、於流」もある）とあるので、「於柳反」と改める余地がある。上の cf. を冠した例から分かるように、『玉篇』尤、有韻に「於流」、「於柳」の使用例を確認できる。

『博雅音』には更に「黝：於糾、於久」もあり、前者が標準音、後者が方言（江南讀書音）と思われる。このうちの「於久」が「於柳」と等価であろう。『博雅音』については9. 『博雅音』の場合で詳論する。上掲反切の出現箇所もそこで提示する。「聊>柳」と改めるなら、些か武断に過ぎるが、蕭韻の音は誤切に基づき、収録されたと見做すこともできる(22)。「柳」は有韻所属、「流」は尤韻所属で、黝、幽韻字ではない。尤-幽混用により、「惄」は『切韻』音系に即して言うと、『玉篇』では幽韻ではなく、尤韻字とされた。つまり B-C 合流例として、平声「惄」、上声「惄」を共に尤韻（=幽 B）相当と判断できる。

「幽」の場合でも、上声黝韻に見える又音「於由反」は『篆隸万象名義』その他で出現例を確認できないが、「由」もまた尤韻字である。何らかの江南讀書音を反映する文献（『玉篇』散逸部分にあったかも知れない）の反切を襲ったと思われる。ならば江南讀書音では「於由反」と「於虯反」は等価と考えられるから、B-C 合流例として、「幽：於虯反」は C(=B)相当の音価を表すと判断できる。上声の別音「幽：於糾反」も重紐の帰類はこれに一致する筈だから、同様に C(=B)と判断できる。そして平声「幽」が B なら、上声「幽」も B の筈だから、「幽：（又）於糾反」を C+X(糾)

→B(幽)、X(糾)=Bと見做せば、芋蔓式に上声は全てBという結論を引き出せる。C類反切としてC+C(<X)→C(=B)と考えた場合でも同様。なお上掲例中『廣韻』平声の又音が「惣」、「幽」どちらにおいても「一糾切」となっていて、類相関がA+「糾」→Aであることは興味深い。5.2.『廣韻』のみに基づく類相関判定で見た通り、『廣韻』上声影母「黝惣渙𡇠」の帰類はBで、Aではない。この反切は『玉篇』には見えないが、大島 1981, p.300に拠れば『漢書音義』、『文選音義』、『史記正義』に「惣：一糾」という例がある。いずれも『切韻』より後代の文献だが、「一糾」というA類反切が共通の先行小学書を襲つたものなら、由緒の古いもので、『廣韻』ではなく『切韻』にこそ相応しい。

注意すべきは尤-幽合流で全てがC類韻相当になったのであれば、Bのみならず、AもCになり、(C=)B相当と見做されるようになった、つまりA>C(=B)となったと解する余地が生ずることである。そもそも『切韻』類相関のパターンに下字Cは存在しない。『玉篇』でもそれが言えるなら、そして尤-幽合流でC類韻として統一されたということであれば、これを帰字とする反切は上字の如何を問わず、帰字Cであり、C=Bだから、結局のところBと解される。既述の如く、C類反切上字に重紐字を使用することは通常無いのであるが、尤-幽合併で生じたC類韻においては例外的に重紐字使用が認められるという風にも考えることができる。そうであれば『玉篇』では「惣」はこのA>C(=B)の変化が生じたと考えられ、「一糾」にも当てはまるなら、下字「糾」は尤韻相当で、A+C(=B)→AではなくC類反切として、A+C→C(=B)と解釈することになる。去声「幼：伊謬」も同様に上字がAでもC類反切として、A+C→C(=B)と解される。全ての音注に亘りそのような方音が反映するのなら、去声小韻を含め、幽韻重紐は『切韻』の枠組みに照らすと類相間に頼るまでもなく、全て(C=)Bと解釈される。重紐反切と見做すか、C類反切と見做すかで帰類に相違が生じるのは第二式反切で上字A類字の場合及び上字Aで下字尤韻の場合である。もし帰字と上、下字の組み合わせが本来のものなら、『玉篇』ではCだが、前『玉篇』段階ではAだったという解釈が可能である。

ここでもう一つの解釈を提示したい。幽韻が重紐対立を失わずに、B類と尤韻が合流した、つまりA:BCの対立状況を呈するようになった、とするものである。対立状況は①ieu:iəu、②iəu:iəu、或は蒸職韻に似て主母音の異なる韻類が並存する③ieu:iəuが想定される。平山 1967, p.159が示す唐代における音韻変化と並行した変化であれば、B、Cの合流は音価としてはC>Bと考えられるから、②に比べ①の蓋然性が高いが、いずれ

にしても唇音字の韻母音価に問題が生じる。尤韻唇音字は軽唇音化しており、幽 B 唇音字との間では、Přeu : Fřeu (前者が幽韻由来、後者が尤韻由来。P は重唇音声母、F は軽唇音声母を意味する) のように主母音が異なっていた、或は尤韻由来字の方が軽唇音化して介音を失って、Přeu : Fěu、又はPřeu : Fěu 、Přeu : Fěu のいずれかのようになっていたと考える必要がある〔補注4〕。なお『玉篇』にも幽 A 唇音字は存在しない。となると整合性を考慮して③が妥当である。幽 B 重唇音字が iěu > ieu と変化したとなると、軽唇音化の条件を有しつつもそうならなかつたということになる。現代方音で幽 B 重唇音字に例外的反映が少くないのは軽唇音化の条件から逃れようとして韻母を変えた結果だろう。尤韻由来唇音字は F(i)ěu 、但し明(微)母字は měu。幽韻由来唇音 B は Přeu 、牙喉音 A は iěu と推定する。牙喉音 A もやがて iěu 、更には ieu と変化を遂げ、最終的には幽-尤韻は併せて一つの三四等単韻へと変貌したと考えられる。曾摂三等に蒸職韻しかないというのに似て、流摂でも三等韻は他に無いから、このような主母音の異なる韻類の混在が許される余地があると言うことだろう。ちなみに『切韻』の増補改訂において開合による分韻はあるが、内容不詳の移韻を除けば、新たな韻目を設ける例は無い。③の場合、類相関の枠組みに当て嵌めれば、BC は①同様、B 相当と見做すことになる。この立場に立てば、「惣幽
拗：一糾」 A+BC(=B)→A、「幼：伊謬」 A+BC(=B)→A と解釈される。先の一律 C 類化したとする解釈よりこの解釈の方が遙かに無理無く、所与のデータを統一的に解釈できる。

上字幽 A、B で下字尤韻の反切は何らかの既存の第二式反切を下字だけ幽韻字から尤韻字に改め取り込んだものと思われる。恐らく本来幽 A、B だったものが、幽-尤韻一律 C の『玉篇』において C(=B)扱いされ、尤-幽韻に限り、例外的に C 類反切の上字に A、B 類上字の使用が見られることになったのだろう。A、B 類上字を C 類字に改めなかつたのは用字改変の不徹底の結果である。この不徹底により下字尤韻の「元第二式反切」からもそれが本来意図していた字音の重紐帰類を判断できると考える。

「元第二式反切」もまた重紐の特徴を留めるもう一つの痕跡と言えよう。但し既に指摘したように反切上、下字自体は元幽 A、B を表わすものでも、帰字もまた同じとは限らないことに注意せねばならない。尤-幽 C となつてゐる江南讀書音において C(<C)、C(<B)、C(<A)の字音に、由來を吟味せずにこのような「痕跡反切」を当てることもあつたろう。されば A+C →B と類相関の例外になる反切も(A>)C+C→C(<B)と矛盾無く解釈できる。この問題については以下で改めて論ずるところがある。

以上の検討結果から、『玉篇』では一律 C(=B)で、幽 A 由来のものも C 相当となる、つまり A>C(=B)と変化し、方音では平、上、去声の全てに亘り C(=B)と解される。さもなくば尤韻由来明母字は məu、牙喉音字 A は iəu、残る BC は rəu と解される。前『玉篇』段階の音韻体系の想定が成り立つなら、そこでは去声牙喉音は全て A、それ以外は平、上、去声に亘り全て B で、あたかも声調により帰類が異なるかのような様相を呈することになる。

8. 玄応音義の場合

『玄応音義』には太田 1988ab が指摘したように、『玉篇』から大量の音注が引用されている。検討対象の幽韻字にも『玉篇』反切と一致するものが見られ、その結果、上の『玉篇』の指摘が『玄応音義』についても当てはまる。『玄応音義』も韻書ではないから各小韻の帰類を厳密に判定することはできない。以下、下線__を引いた反切は『玉篇』と一致、波線___の反切は『切韻』と一致、二重下線__を引いたものは『玉篇』、『切韻』の双方と一致する。下線が帰字まで掛っているのは、帰字-上下字の全てが一致することを意味する。平声影母「呦：於州」以外、幽-尤韻混用反切は『玉篇』と一致し、尤-幽韻混用は『玉篇』の利用により『玄応音義』に齎された特徴である可能性が高い。「呦：於州」にしても原本『玉篇』の散逸部分もしくはこの特徴を有する江南読書音を反映する何らかの文献からの引用であるかも知れない。『玄応音義』における『玉篇』引用状況については太田 1998ab を参照。両者の音系に差異がある可能性もあり、『玉篇』と一致する反切を取り除いた上で分析してみる必要があるが、そうするには幽韻に関しては用例が少なすぎて、重紐帰類を判断することができない。以下、とりあえず幽韻に関しては両者に差異はなく、かつ類相関が成立するとの前提で検討を試みる。

幽韻 幹母 魚： 風幽	C+B(幽)→B	⑤
見母 櫟： 居(虬)=虬	C+B(虬)→B	②
群母 虬： 渠周 下字尤韻	C+尤章(=B)→B	①
Cf. 球頃呑急蒼歛齧絃紝： 渠周 『玉篇』上田 pp.145-146		
Cf. 瑣： (音虬。本或作球字,)渠周反 『經典釈文』417/22b2		
虯： 渠留 下字尤韻	C+尤來(=B)→B	①
Cf. 邪依肱訛朮裘求： 渠留 『玉篇』上田 p.146		
影母 呦： 於州 下字尤韻	C+尤章(=B)→B	③

呦: 幽 B(呦)=B ④

黝韻 見母 約: 居黝 C+X→B X=B ②
 約: 居柳 下字有韻 C+尤來(=B)→B ①
影母 黝: 於約 C+B(約)→B ②

幼韻 明母 謬: 魔幼 B+X→B ① B+B→B ③
 謬: 亡幼 C+A?→A? 或は C+B?→B? ②

尤韻(C)下字を B 相当と見做すと、平声では①群母「虯」は C+C(=B)→B。②「虯」を下字とする見母「謬: 居(虯=B)虯」は C+B→B。同様に③尤韻字を下字とする影母「呦: 於州」は C+C(=B)→B。④影母直音注「呦: 幽」は(呦)B=B で、「幽」も B。従って⑤「幽」を下字とする幫母「羈: 風幽」は C+(幽)B→B となる。但し尤韻下字の反切を C 類反切と見做すと平声字は全て C(=B)となる。群母の 2 反切は『玉篇』では帰字が全て尤韻である。この混用は『玉篇』散逸部分にあった可能性を否定できないが、『玉篇』由来ではなく、『玄応音義』編纂時に生じたとも考えられる。また別の可能性もある。『經典釈文』に「璆: 渠周反」という例が見える。帰字「璆」は『廣韻』では尤韻、幽韻双方に見えるが、他の切韻系韻書では幽韻の 1 音のみ。幽韻字と見做すべきだろう。通仮字として用いられた尤韻「球」に充てられた音注であるにせよ、これもまた尤-幽混用例である。

『玄応音義』が『經典釈文』を引用した例は確認できないが、上掲例は『爾雅音義』中のもので、『玄応音義』には郭璞『爾雅音義』からの引用例があり、被注字「虹」の釈文が『經典釈文』のそれと一致しないところから見て、『經典釈文』経由ではなく、直接郭璞『爾雅音義』から尤-幽混用を取り込んだのだろう。そうであれば江南読書音ではなく晋音(秦音と同一視して良いか)の反映ということになる。

上声でも①見母「糾: 居柳」は下字が尤韻上声なので、C+C(=B)→B。②「糾」 B なので、「糾: 居黝」は C+X→B(糾)で下字 X(黝)=B。また影母「黝: 於糾」の方も「糾」 B なので、C+B→B。しかもしも「糾: 居柳」が「糾: 居恥」の誤りなら、上声については手掛けを失い、判定不能、A である可能性も浮上する。但し既述のように「恥」に反切下字の使用例は無い。上声においても尤韻下字反切を C 類反切と見做すと 3 例全て C(=B)。

去声は明母の 2 字のみ。①「謬 魔幼」は上字「魔」が B なので、B+X→B。②「璆 亡幼」は『玄応音義』内部では「幼」の帰属を判定できず、C+X→X

としか言えない。但し他文献でも唇音小韻に A は見えず、「繆」、「謬」は同音と考えられる上に、原本『切韻』中の平声「繆」も B であった。去声「繆」は原本『切韻』未収。『切韻』系韻書諸本の中で増加字として現れた去声「繆」は均しく「謬」小韻中にある。『玄応音義』でも「繆」、「謬」が重紐の帰類を異にするとは考え難い。すると「繆：亡幼」は C+X→B、つまり X(幼)=B と判断される。幼 B という結果は江南読書音、秦音を代表する文献に見られ、『切韻』とは合致しない。これについては少なくとも二つの解釈ができる。一つは江南読書音の尤-幽混用で生じた混乱によるという見方である。「幼」が A>C と変化を遂げ、C+C(=B)→B を意図するものになっていた。「繆」は原本『切韻』では平声のみ。顏師古『漢書音義』の幽韻反切に「繆 亡虬」C+C(=B)→B という例が見える（大島 1981, p.299）。恐らく「繆：亡幼」は秦音の尤-幽混用を反映するものだろう。この反切が由来の古いものだとすれば、尤-幽混用を体現する何者かが上字「亡」の（尤韻去声）宥韻反切、つまり C 類反切を基に下字を幼韻字に改め、去声音の反切を作り出したと推測される〔補注6〕。「繆：亡幼」、「繆：亡虬」共に『玉篇』に見えないが、「莓冂：亡救」という反切なら存在する。「亡」を尤韻反切の上字とする使用例は珍しくない。狩野 2000, p.256 に拠れば、『文選音決』には平声「繆：亡尤」の他、去声「繆：亡又」が見られる。江南読書音や秦音の体系では尤-幽合流の際に「幼」に A>BC(=B) の変化が起こり、「亡又」と「亡幼」は等価であったろう。これを敷衍すれば、『玄応音義』が『玉篇』を利用したことにより、或いは玄応自身の秦音特徴の現れとして、『玄応音義』では全て B と考えられる。

もう一つの解釈は適字が無いので、已む無く A 類の「幼」を使用したとする考え方である。何故第二式反切を使わないのであるのかという問題は残るが、『玄応音義』に現れる去声 B 類字は明母の「繆」、「謬」しか無い。同音字を下字として「繆：亡謬」とする訳には行かず、已む無く類音の A 類「幼」を便宜的に使用して「繆：亡幼」とした。つまり「幼」を B 類字に読み替え、C+A(>B)→B とする。方音と標準音の混在を想定した場合、A と見做し得る例はこの「繆：亡幼」中の「幼」の 1 例のみ。

尤-幽合流で一律 C という解釈も可能である。その場合、上記の分析結果は反切帰字、上下字の組み合わせが本来のものであるならば、前『玄応音義』段階の状況を示すものと解釈できる。この他、『玉篇』同様、A : BC の対立状況の可能性もが想定の余地がある。但し所与のデータでは「幼」が A>BC と変化していたと考えられ、A 相当の例は皆無。それ故、A : BC の枠組みで整理しても結論は変わらない。

9. 『博雅音』の場合

『博雅音』では、自立的に帰類を決定できないものが含まれる中で、江南読書音の特徴がよく表れている反切も存在する。同書で三、四等韻間（B と C、A と純四等韻）の大規模合流が見られることは大島 1985、丁鋒 1995, pp.77-81 に既に指摘がある。出現箇所は後者末尾附載テキストにより示すが、番号にズレが生じている箇所は訂正を施す。『博雅音』反切の多くは反切上、下字のみで、「反」も「切」も無いが一部には「反」がある。以下の例ではその有無も忠実に示した。これは所拠文献の音注形式の違いを反映するものと推測する。

幽韻 幫母 彪: 必鄒	1295	A?+尤韻莊組→C(=B) 或いは 「必」 + 尤韻莊組→C(=B)
羈: (香幽,)必幽反	2819	A?+X(幽)→A? 或いは 「必」 + B(幽)→B
並母 滂: 蒲彪	2962	—+B(彪)→B
群母 龍(=虬): 巨彪	4959	C+B(彪)→B
曉母 犀: 香幽(, 必幽反)	2819	C+X(幽)→X
影母 呲: 於虯	2994	C+B→B
蚴: 幽	4852	B(蚴)=B(幽)
Cf. 黥: (於柳,)於流	4336	C+有來→C(=B)
Cf. 悅: (於柳,)於流	2834	C+有來→C(=B)
Cf. 悅: (於聊(>柳),)於流	26	C+有來→C(=B)
黝韻 見母 趟: 約	2062	X(趟)=X(約)
影母 黥: 於糾(, 於久)	3299	C+X(糾)→X
於久		C+有→C(=B)
Cf. 黥: 於柳(, 於流)	4336	C+有來→C(=B)
Cf. 悅: 於柳(, 於流)	2834	C+有來→C(=B)
Cf. 悅: 於聊(>柳)(, 於流)	263	C+有來→C(=B)
幼韻 明母 謬: 靡幼	1235	B+X(幼)→B

幽韻幫母「彫: 必鄒」は A+尤韻莊組で、下字の尤韻字を C(=B)と見做し類相関の枠組みで処理するなら、尤 C は幽 B と等価、つまり尤韻 C=B

と考え、 $A+C(=B) \rightarrow A$ 。幽韻唇音声母字が一律 B というのは他文献に共通する特徴であり、A という判定結果はこれに矛盾する。恐らく江南読書音の影響だろう。但し『玉篇』同様と考えても、 $A+BC(=B) \rightarrow A$ で、やはり A と判断せざるを得ない。注意せねばならないのは、「必」が『博雅音』においては『切韻』の分類に照らすと、概ね A として現れるが、中には上字一等の「彼: 必何」、二等の「振: 必麥」の他、帰字 B の「𢂔: 必寄」、「痺: 必異」、「儻: 必嬌」というような反切も見られるから、「必」は同書においては「匹」同様に重紐の対立を超越した振舞をしていると考えた方が適當と思われることである。そうであれば「必」は C 相当、類相関の枠組でみれば B 相当と見做せる。要するに『博雅音』の反映する音韻体系においては『玉篇』同様、幽韻由来の字が一律 C となっていたということかも知れない。下字が非重紐韻の C であれば、上字が何であろうが帰字 C で、それ故「彪: 必鄒」は『切韻』の類相関の枠組みで考えれば上字 A だが、C 類反切とすれば帰字は C、尤-幽合流で C=B、結局これで $(A>)C+C \rightarrow C(<B)$ を表すと解される。重紐対立で見ると帰字「彪」は一貫して B(=C)だが、反切の表わす字音は A>C(=B)の変化を生じている。本稿では上字が A、B 類字の反切は下字が尤韻でも「元第二式反切」として、表わす字音の本来の重紐帰類が上字に反映すると考えるが、この反切はそれが通用しない。上字「必」は「秘」、「祕」、「泌」その他何らかの「必」声 B 類字の誤り、或は省体使用かとも思われるが、『博雅音』では「必」声字使用は「必」のみ。C 類反切として収録するに当たり、他書に見える A 類上字の旧切を下字を尤韻字に改めた上で、「彪」 C(<B) に充てた可能性を考慮する必要がある。4. 4. 『慧琳音義』及び 7. 玉篇の場合の指摘が『博雅音』にも当てはまる。注意せねばならないのは、このような本来 A 類と思われる上字の C 類反切が『博雅音』において、C(<B)の「彪」に新たに適用された可能性もあることである。もし曹憲がこのような C 類反切を新たに様々な帰字と組み合わせたのであれば、上掲の類相関整理結果は前『博雅音』段階を意味するものではなくなってしまう。

もう一つの可能性として、『切韻』幽韻幫母小韻の代表字「彪」は該当しないが、同小韻所属全 3 字のうちの他の「影」、「麌」はどちらも宵幫 A（「麌: 甫遙」）の別音を持つこととの関係を考慮すべきである。「彪」もまた宵幫 A の記載されるに至らなかつたが、同様に別音があつて、幽韻字と混同されることで幽幫 A の字音が存在することになったか、或は元々宵幫 A であったものが個別の例外的変化（内転化）を生じて幽韻に取り込まれた結果、幽幫 A の字音となり、唇音に関しては B しかない幽

韻にあって、A>B となったということであろうか。同じく江南読書音を反映するとされる『文選音義』(大島 1981, p.299) 及び『文選音決』(狩野 2000, p.184) にも「麌: 必幽」が見える。興味深いことに、大島 1981, p.199 で幽-尤通用例として「彫: 必由」(『後漢書音義』、『五經文字』に見える) を挙げ、注で「甲: 乙 (本稿で言う A : B) の対立に混乱が在ったことを示すものか」と言うが、「彫」もまた宵幫 A 所属の別音がある。また注(18)、(22)参照。

なお『切韻』系韻書では宵幫 A の反切上字は「甫」だが、『經典釈文』、『博雅音』、『玄應音義』、『慧琳音義』のいずれにも上字に「必」の使用例が認められるし、大島 1981, pp.266-267 によっても、唐代文献で「必」の使用は珍しくないことが分かる。幽韻唇音は他に A と解釈する余地のある例は見られないが、「彪」、「彫」、「麌」については A>B の変化を経たと考えることも可能である。もし幽 A の旧音の存在が認められるものならば、上述の想定と逆に、宵幫 A の別音は幽 A の字音が重紐の帰類を変ることなく、外転化してきた後発の字音で、現代方音にも散見する効摂相当の字音形式の嘴矢と見做す余地も生じる。もしそうならば、『博雅音』にも『玉篇』等と同様に明母以外に軽唇音化が生じている考えられるから、尤-幽合流後、幽 B と尤の唇音は専ら声母によって区別され、韻母に差異が無くなっていたのに対し、幽 A 唇音はこれらとの差異を際立たせるべく、主母音を広げて効摂相当の韻母になったということも知れない。但しこのような変化の類例は見出せていない。なお『集韻』では幫母「麌: 必幽」(→B 「彪: 悲幽」) 以外に並母にも A とされる小韻「麌: 步幽」(→B 「濂: 平幽」、「濂灝: 皮虬」の二つ) がある。一等字「歩」を真 A 「頻」に改めれば一応の辻褷は合うが、「麌」の並母音は他に例を見ない。誤切を取り込んだものとして検討対象とはしない。「幼」声字が B となる例は 7. 玉篇の場合でも見られた。「黝惣: 於流」、「黝: 於糾、於久」の「於久」も帰字が A>C(=B)を経たものとして C+C→C(<A)と解される。これに対比される標準音形式と思われる前者の反切「於糾」の方は B か A か判定不能である。「黝 悅」は群母「虯(=虬)」、「巨彪」が C+B(彪)→B だから、C+B→B と解される。同じ「幼」声の影母「黝: 幽」も B(黝)=B(幽) の可能性が高く、江南読書音では幽韻 A、B は共に C(=B)となっていたから、上掲の未知数を含む音注が均しく江南読書音を反映するなら、一律 C(=B)と推定される。そして個々の字音の反切用字から本来の帰属を推測するなら A と解釈する余地のあるのは、平声幫母「彪: 必麌」、「麌: 必幽」、曉母「麌: 香幽」、上声見母「赳: 糾」、影母「黝: 於糾」。但し既に

指摘したように、上字「必」は重紐帰類決定に関わらないので、これを上字に用いる反切の帰字は B もしくは C と見做すのが妥当である。そして他の唇音字は一律 B ということになる。しかもしも「幽」 B で「羈: 香幽」 C+B→B として C 類反切ではなく、あくまでも類相関の枠組みで解釈しようとするなら上声の残る 2 例は判定不能というしかない。所与のデータは『博雅音』にあっては重紐対立も失なっていたことを窺わせる。平山 1967, p.159 が示す唐代における音韻変化と並行した変化と考えるなら、音価としては C>B で ieu とされるが、流攝三等は他に存在しないので、軽唇音のみ (r)eu、他は全て ieu というような主母音の異なる二つの韻類の混在状況、さもなくば尤-幽が C の音価に統一されていたとして、軽唇音のみ eu、他は全て ieu という合流状況が想定可能である。このような状況は前『玉篇』段階 > 『玉篇』に見られる尤-幽合流が典型化したものと考えられる。ならば前『博雅音』段階では前『玉篇』段階同様、A が存在していた可能性がある。そこでは A のみ ieu で、軽唇音字は eu、他は全て ieu、若しくは一律 C 類の音価ならば、A は eu、軽唇音字は eu、他は全て ieu といった対立が想定される。

10. 『經典釈文』の場合

以下に掲げる反切、直音注は邵榮芬 1995 に拠る。通志堂本に基づくが、『經典釈文』は異本の関係が複雑で、中には伝承される際に所拠文献名、人名が抜け落ちた引用反切も含まれると考えられる。しかし選別のしようがないので誤差があるものとして扱う。挙例中に「幽(黝)」とあるのは同書で「幽」を本字「黝」と判断するという意味。「繆(樛)」も同様。「(虬=)虯」は両者が異体字の関係にあることを示し、通行字を後置している。「休(>休)」はテキストには「休」とあるが、この字は尤韻字につき、幽韻の「休」に改めるべきという意味(15)。「(虬=)虯」、「休(>休)」の表記は本稿筆者による。7. 玉篇の場合で指摘したように『經典釈文』もまた江南読書音を反映し、尤-幽混用例が見られる。そしてそこで現れる「挾」、「虯」、「樛」は B と判定される。陸徳明自身の音韻特徴ではないにせよ、引用される尤-幽混用を示す六朝小学書からは「黝」、「糾」も B と判定される。これもまた江南読書音と共通する特徴と思われる。尤-幽合流ということであれば、一律 C と判断されるが、混用例が希少なので、一先ず類相関が成立するという前提で検討を試みる。

幽韻 幫母 虜: 彼(虬=)虯 B+X→B ① B+B→B ⑤

	彪: 甫休(>休)	C+B(休)→B	③
並母	灝: 符彪	C+B→B	②
見母	繆 居(虬=)虯	C+B(虯)→B	⑤
	繆(谬) 卮繆: 居虯	C+B(虯)→B	⑤
	卮: 居幽	C+B→B(卮) 幽=B	⑦
溪母	區: 一音羌虯	C+B(虯)→B	⑤
群母	璆剏鰯掠綵: 音虯	B=B(虯)	⑤
	璆鰯: 巨繆	C+B(繆)→B	⑥
	璆剏: 其繆	C+B(繆)→B	⑥
	剏: 音求	剏=求尤 C(=B)	⑨
	鰯: 巨彪	C+B→B	②
	鰯 一音巨秋	C+尤精組→C(=B)	⑩
	繆: 其幽	C+B(幽)→B	⑧
曉母	休(>休): 許(虬=)虯	C+B→B(休)	④
	休(>休): 虛(虬=)虯	C+B→B(休)	④
	貅: 虛虯	C+B→B(休)	⑤
影母	喻 音幽	B=B 或いは A(喻)=B(幽)?	⑧

黝韻 見母	糾赳: 居黝	C+A→A	②
	糾: 吉黝	A+X→A	① A+A→A
	糾: 古黝	—+A→A	②
		古>吉なら A+X→A	① A+A→A
	糾赳: 音糾(>虯?)	A=A	② 平声へ
影母	黝幽(黝)幼: 於糾	C+A→A	④
	黝: 伊糾	A+A→A	④
	幽(黝) 幼糾	A?+A→A	⑤ 異調同音上字式反切

幼韻 明母	繆: 音謬	B=B(謬)	②
	謬: 靡幼	B+X→B	① B+A→B
	幼: 伊秀	A+宥精組→A	③

平声について、まず唇音から始めると、①幫母「彪: 彼(虬=)虯」は上字「彼」が B だから、B+X→B(彪)。従って②並母「灝: 符彪」、群母「鰯: 巨彪」は C+B(彪)→B、また③「彪」が B だから「彪 甫休(>休)」は C+B(休)→B(彪)。「休」=B だから④曉母「休(>休): 許(虬=)虯」、「休(>休): 虛(虬=)虯」

=) 虬」は $C+X \rightarrow B$ (体)、つまり $X((虬=)虧)=B$ 。これにより、⑤見母「繆: 居(虬=)虧」、「繆(>繆)糸摺: 居虧」、渙母「區: (一音)羌虧」、曉母「貅: 虛虧」は $C+B(虧) \rightarrow B$ 、群母「璆斛鰯挾絃: 音虧」は $B=B(虧)$ 、⑥「繆」が B だから、これを下字とする群母「璆斛 其繆」、「璆鰯 巨繆」は $C+(繆)B \rightarrow B$ 。⑦「糸: 居虧」 $C+B(虧) \rightarrow B$ から、「糸: 居幽」は、 $C+B \rightarrow B(\糸)$ 。つまり「幽」 = B 。⑧これにより、群母「繆: 其幽」は $C+B(幽) \rightarrow B$ 、影母の直音注「呦: 音幽」は、 $B=B$ となる。但し同音字が無く、重紐の帰類が異なる字で代用したというのなら、「呦」 $A \neq$ 「幽」 B とも解釈できる。「呦」以外に A 類字が無いので、第一式反切でも厳密に表せない。⑨「斛: 音求」は音注字が尤韻字 C なので、「斛」は $C(=B)$ 。これは⑥の検証結果と一致する。⑩「鰯: 一音巨秋」は下字尤韻 C であるから、 $C+C(=B) \rightarrow B$ もしくは $C+C \rightarrow C(=B)$ 。これは⑤の検証結果と一致する。以上を纏めると、平声は「呦」に A の可能性があるが、他は全て B 。「挾」、「斛」、「璆」が B であることは、7. 玉篇の場合で挙げた『經典釈文』尤-幽混用例から得られた結論と一致する。

上声は①「糾: 吉黝」は「吉」 A だから、 $A+X \rightarrow A$ 。②「糾」 A だから、「糾起: 居黝」は $C+X(\黝) \rightarrow A(\糾)$ 、「糾」、「起」同音だから「起」 = A 。そして $C+X(\黝) \rightarrow A$ から $X「黝」=A$ 。③これで「糾: 吉黝」は $A+A \rightarrow A$ と確定。「糾: 古黝」は上字が「吉」或いは「居」の誤写の可能性が高い（後者の場合は省体使用と解釈する余地もある）が、一等字を C に準ずるものと考え、 $A+A(\黝) \rightarrow A$ 。また④「糾」 A だから、これを下字とする影母「黝幽(黝)幼 於糾」は $C+A(\糾) \rightarrow A$ 、「黝 伊糾」は「伊」 A なので $A+A \rightarrow A$ 。⑤「幽(黝): 幼糾」は四声相配する去声の「幼」を上字とする。帰字「幽(黝)」が A で、下字も A 。 $X+A \rightarrow A$ は第二式 $A+A \rightarrow A$ と判断せざるを得ないから、「幼」は A 。これは異調同音上字式反切(23)。以上を纏めると、上声は牙喉音のみでいずれも A 。なお「黝」、「糾」については、7. 玉篇の場合で挙げた『經典釈文』所引六朝小学書の尤-幽混用例から推測される B という結論と一致しない。成書時代からすれば $B > A$ と考えるのが自然だが、恐らく方音にあっては早くから $A > B$ の変化が生じており、 A は古層或いは標準音、 B は新層或いは方音と、異なる時代層、標準音、方音の反映が見られるということだろう。 A を『切韻』に通ずる旧音もしくは標準音と見做すべきと考える。

去声は①「謬: 面幼」は「面」 B なので、 $B+X \rightarrow B$ 。帰字「謬」は B 。これにより②「繆: 音謬」は $B(繆)=B(謬)$ 。去声は唇音明母の 2 つしか存在せず、共に B 。③「幼 伊秀」は上字 A 、下字宥韻 C につき $A+C(=B) \rightarrow A$ 。

尤-幽韻合流下で A : BC、つまり幽 B と尤韻が合流し、幽 A と対立している状況を想定するなら、A+BC(=B)→A で結論は同じ。

結局、平声は全て B、上声は全て A、去声は唇音 B、牙喉音 A となる。但し上声は唇音小韻の例が皆無である。つまり唇音 A は平上去声を通じて 1 例も存在しない。

11. 『慧琳音義』の場合

既述の如く秦音を反映する『慧琳音義』でも尤-幽合流が認められる。それが全面に及ぶものなら、一律 C と見做すことになるが、反切に本来の重紐帰類の手掛けを求められるものとして、いわば前『慧琳音義』段階の音韻体系を追求する余地もある。『玉篇』同様、A、B に不純物が混じるにせよ、かつての A、B 対立の検証は可能である。上田 1987 の挙げる中古幽韻相当唇牙喉音字音注は以下の通り。

幽韻	幫母	彪: 彼尤	B+尤云 C(=B)→B	①
		彪: 彼憂	B+尤影 C(=B)→B	①
		彪: 彼休	B+尤 C(=B)→B	休>儻?
		彪: 筆休	B+尤 C(=B)→B	休>儻?
		彪: 碑休	B+尤 C(=B)→B	休>儻?
並母	濁:	皮彪	B+B → B	②
明母	繆:	美彪	B+B → B	②
	繆:	美憂	B+尤 C(=B)→B	①
	繆:	眉憂	B+尤 C(=B)→B	①
見母	り:	吉由	A+尤羊 C(=B)→A	③
	り:	吉留	A+尤來 C(=B)→A	③
	り:	經由	四(=A)+尤羊 C(=B)→A	③
	り:	居幽	C+X(幽)→A	幽=A
	り:	(糾)=糾由	X(糾)+尤羊 C(=B)→A	糾=A 異調 ⑤
	虯:	糾幽	A(糾)+A(幽)→A	異調 ⑥
群母	璆:	歧(歧)幽	B+A→B	⑨
	虯:	祁由	B+尤 C(=B)→B	⑦
	虯:	祁幽	B+A→B	⑧
	虯:	耆由	B+尤 C(=B)→B	⑦
影母	絃幽:	幼摺	A+尤 C(=B)→A	異調 ⑪
	絃幽:	幼由	A+尤 C(=B)→A	異調 ⑪

絃: 幼(虹=)虧 A+B→A 異調 ⑫
 絃幽: 一由 A+尤 C(=B)→A ⑩

黝韻 見母 紂: 經酉 四(=A)+有 C(=B)→A ①
 起: 居黝 C+X(黝)→X

幼韻 明母 謬: 眉救 B+宥 C(=B)→C(=B) ①
 謬: 眉宥 B+宥 C(=B)→C(=B) ①
 謬繆 眉幼 B+A(幼)→B ① cf.「絃幽 幼由」
 謬: 糜救 B+宥 C(=B)→C(=B) ①
 謬: 糜右 B+宥 C(=B)→C(=B) ①
 謬繆 糜幼 B+A(幼)→B ① cf.「絃幽 幼由」
 謬: 糜右 B+宥 C(=B)→C(=B) ①
 謬: 明救 B+宥 C(=B)→C(=B) ①
 影母 幼: 幽袖 A(幽)+宥精組 C(=B)→A 異調 ②

『博雅音』のようにこれらが合流して一律 C(=B)となっているとする解釈と『玉篇』のように A : BC の対立とする解釈のいずれを探るにせよ、類相関の枠組みで捉えれば、B 由来の字音の判定はどちらにせよ、変わらない。

上掲の音注が均しく同一の音韻体系を反映しているとの前提で、後者の立場で分析するならば、平声では①幫母が下字全て尤韻で、上字「彼」、「筆」、「碑」が B だから、類相関は B+C(=B)→B、或いは方音なら B+C→C(=B)で「彪」 B。明母の「繆: 美憂」、「繆: 眉憂」も上字「美」、「眉」が B だから、B+C(=B)→B 又は B+C→C(=B)。②「彪」 B だから並母「濁: 皮彪」、明母「繆: 美彪」は B+C(=B)→B、C 類反切ならば B+C(<B)→C(=B)。なお幫母小韻の下字「休」は『慧琳音義』では尤韻相当帰字として現れることは無いが、下字として尤韻影母「匱: 憶休」の1例がある。幽韻相当の「𢇯(=休)」は用例皆無だから、上掲幫母反切の下字は尤韻字と見做すべきである。仮に幽韻字としても、上字が B なので類相関第二式 B+X→B に該当、帰字 B の結論は変わらない。牙喉音声母小韻の方では③見母「り: 吉由」、「り: 吉留」は「吉」 A で、下字が尤韻字だから、A+C(=B)→A、或は A+BC(=B)→A。方音なら A+C→C(=B)。A と四等韻の合流（四等=A）を考慮に入れると「り: 經由」は四(=A)+C(=B)→A、或は四(=A)+BC(=B)→A。方音なら四(=A)+C→C(=B)。④

ここに現れる同一帰字に対する字面の異なる反切が一律に標準音を体現しているとの前例で分析を進めるなら、「**リ：居幽**」は帰字「**リ**」が A だから、 $C+A \rightarrow A$ と解され、下字「**幽**」は A。方音なら $C+C \rightarrow C (=B)$ 。**⑤「リ：(糾=)糾由」**は帰字 A で、下字尤韻だから、 $X(\text{糾})+C (=B) \rightarrow A$ で $X=A$ 。「糾」は A。方音なら $(A>)C+C \rightarrow C (=B)$ 。尤-幽混用例が異調同音上字式反切である点も注目すべきである。異調同音上字式反切は『慧琳音義』に典型的な反切用字法で、このタイプの反切に秦音がより濃厚に反映されることが期待される。**⑥「虯：糾幽」**もまた異調同音上字式反切で、帰字と上字は重紐の帰属を同じくするから、 $A+A \rightarrow A$ 。方音なら $C+C \rightarrow C (=B)$ 。**⑦群母**は「**虯：祁由**」、「**虯：耆由**」は上字「**祁**」、「**耆**」は B、下字尤韻だから、 $B+C (=B) \rightarrow B$ 。或いは $B+C \rightarrow C (=B)$ 。**⑧「虯：祁幽」**は $B+A \rightarrow B$ もしくは方音 $B+C \rightarrow C (=B)$ と解される。**⑨「璆 歧(歧)幽」**については上字「**歧(歧)**」は『廣韻』では「**祇：巨支**」小韻中にあり、A だが (B は「**奇：渠羈**」)、『慧琳音義』では「**歧：妓宜**」($B+B \rightarrow B$)、「**歧：姤移**」($B \leftarrow \text{質} B+\text{羊}$)という反切から、B と考えられ(24)、上掲の「璆」も $B+A \rightarrow B$ 。もし「**歧(歧)**」A なら、 $A+B \rightarrow A$ 、或は $A+BC (=B) \rightarrow A$ で、A 類「璆」と B 類 (BC 類)「**虯**」が並存していることになるが、他が B ばかりなのでその可能性は否定する。方音なら $C+C \rightarrow C (=B)$ 。**⑩「絃幽：幼謬」、「絃幽：幼由」、「幽：一由」**はいずれも下字が尤韻 C。一、二番目は 4. から「**幽**」 A なので、 $X+C (=B) \rightarrow A$ で $X=A$ 、「**幼**」は A。三番目の反切は上字「**一**」が A だから、 $A+C (=B) \rightarrow A$ 、或は $A+BC (=B) \rightarrow A$ 。また一、二番目のものは異調同音上字式反切なので上字の去声字「**幼**」は帰字「**絃幽**」と声調が異なる以外は同じで、帰類も一致すると考えられ、この点からも「**幼**」は A。方音なら前二者 $C+C \rightarrow C (=B)$ 、三番目 $A+C \rightarrow C (=B)$ 。**⑪「絃：幼(虯=)虯」**は「**幼**」 A で、下字「**虯**」は群母なら B。見母なら A と、A、B に跨るが A は常用とは言い難く、B と判断すべき。すると $A+B \rightarrow A$ 。方音なら $C+C \rightarrow C (=B)$ 。以上を纏めると、標準音の場合、平声小韻は唇音は全て B、牙喉音は群母「璆」、「**虯**」が B でそれ以外は A となる。

上声は見母の 2 字のみ。**①「糾：經酉」**は上字が四等韻字で A 相当、下字が有韻字なので、 $A+C (=B) \rightarrow A$ 、或は $A+BC (=B) \rightarrow A$ 。方音とすれば、 $A+C \rightarrow C (=B)$ 。もう一方の「**赳：居黝**」は帰属を明らかにできない。尤-幽合流を反映しているなら $C (=B)$ 。

去声は**①明母小韻**のうち「**謬繆：眉幼**」、「**謬繆：靡幼**」の 2 例以外は全て上字 B、下字宥韻字につき、 $B+C (=B) \rightarrow B$ もしくは $B+C \rightarrow C (=B)$ と解される。「**謬**」、「**繆**」の上字「**眉**」、「**靡**」、「**靡**」、「**明**」はいずれも B。

この2例は上声⑩で「幼」Aだったから、B+A→BもしくはB+C→C(=B)。帰字の帰類はいずれもB。②影母「幼：幽袖」は下字が宥韻字で、平声4.の検討から「幽」Aだったから、A+C(=B)→Aと確定。この反切もまた尤-幽混用の異調同音上字式反切である。方音なら C+C→C(=B)。以上を纏めると、標準音だと去声は牙喉音の1例がA、唇音は全てBとなる。

既に指摘したように、反切下字として使用される尤-幽合流で一韻となつた韻の字をBC(=B)として類相関第二式に即して処理するか、それともC類反切として捉え、その帰字をC(=B)と見るかで、A類上字反切の表わす字音の帰類が変わる。上掲の分析結果からみると、『慧琳音義』もまたA:BCの対立を呈していたと考える方が妥当なよう見える。

しかしここで数多く見られる上字A、B類字、下字尤の反切は恐らく本来幽A、Bであった字音を表わす第二式旧切を尤-幽合流を反映する『慧琳音義』が上字をそのままに、時に下字を尤韻字に変えて取り込んだことに因る。下字改変の反切上、下字と帰字の組み合わせが本来のものであるならば、帰字はA>Cの変化を遂げていたということであり、『慧琳音義』においては帰字はC類相当と認識されていたが、元Aであった。つまりそれらの反切が本来表わしていた帰字の重紐帰類の特徴は上字に残されていると考えられる。既に本節冒頭で述べた如く、このような反切から帰納される重紐対立は前『慧琳音義』時期のそれということになる。但し既に4.4.『慧琳音義』及び7.玉篇の場合で指摘した通り、個々の帰字がこのような旧音を反映する反切上下字と一貫して対応し続けていたとは限らないという点には注意すべきである。下字尤韻の第二式反切が、『慧琳音義』編纂時において、幽韻旧切の下字を取り替えただけに止まらず、当該帰字に新たに適用されたということなら、反切上、下字が元の重紐の帰類の情報を含んでいるにせよ、『慧琳音義』においても『博雅韻』同様、上字が何であれ、帰字の帰類はCであるから、類相関は成立せず、上掲の前『慧琳音義』段階を想定した重紐帰類の分析結果は意味をなさなくなってしまう。

12.『毛詩音』の場合

平山 1980 pp.63-65によれば、『毛詩音』には以下の幽韻反切が見られる。

幽韻	明母	繆：眉愁	132-1S	B+尤 C(=B)→B
	見母	樛：兼(>京?)虯	10-8S	四(=A>B?)+B→A(>B?)

曉母 休: 歆虯 47-6P B+B→B

黝韻 見母 起: 吉酉 13-4S A+尤 C(=B)→A
糾: 吉酉 123-1S A+尤 C(=B)→A

「樛」の反切下字「虯」の帰類は本稿の主張に合わせ B (群母) に改めたが、帰字の帰類に違いは生じない。7. 『玉篇』の場合で指摘した通り、重紐論の立場で尤韻下字を BC(=B) と見做し、上の如く類相関のパターンに当て嵌めると、帰字は B となる。平山説はこの分析。下字尤韻のケースを C 類反切として扱えば、上字の如何を問わず帰字を C(=B) と見做すことになる。例が少ないので断言はできないが、5 例中 3 例の下字が尤韻になっているところから見て、『毛詩音』では尤-幽合流を反映し、幽韻旧切の下字を尤韻に替えたと考えた方が良いように思われる。黝韻の二つの反切から見て、一律 C となっていた可能性が高いが、A : BC の状態を保持していた可能性も完全には捨てきれない。一先ず C=B として類相関が成立するとの前提で分析を進めれば、以下のようになる。

上掲例中、平声唇音字が B となる点は他文献と同じ。但し牙喉音は『切韻』の「麌」のみ A、他は B という状況と比べると、「樛」 A という点が一致しない。この字は『玉篇』、『玄応音義』、『經典釈文』いずれも B(25)。「兼」の反切上字としての使用例は『毛詩音』では他に無い。もし上字「兼」を「京」(庚韻見 B)に改められれば、「樛」は B←B+B となり、本稿の主張と合致する。

A : BC の対立状況を想定すれば A+尤→A となる。もし一律 C 類、A>C(=B) として処理するなら、全て C(=B)。上字が A であれ、B であれ帰字 C(=B) と解釈することになるが、他文献と照らし合わせると、一致する反切は見られないものの、『慧琳音義』同様の状況と思われ、後者に分がある。

ここでも尤-幽混用が見られる反切をどう処理するか、それがその文献全体に及ぶ特徴なのか、それとも方音と標準音の混在を想定するのか、見解の違いにより、幽韻の重紐対立は見られないという結論を引き出すことも不可能ではない。但し上字 A、B の反切は本来第二式反切であって、下字尤韻字の反切も『毛詩音』編纂時に尤-幽合流を受けて尤韻字に改めたり、或いはそのような用字法の文献から引用した「元第二式反切」と想像され、これらの反切が本来意図していた字音の重紐帰類は下字の如何を問わず上字の帰類に基づき判定すべきである。つまり上字 A、B の反切は

『毛詩音』編纂時、つまり『毛詩音』の反映する音韻体系が如何であれ、本来はそれぞれ A、B 類であったと考えるべきである。『毛詩音』の場合、例が少ないので判断が容易ではないが、『切韻』他の幽韻反切と対照して見て、帰字と上下字が新たに組み合わされたものとする可能性は一先ず排除して良さそうである。前「毛詩音」段階の重紐対立を想定するのは可と判断しても良いだろう。

13. 朱翫反切の場合

南唐徐鍇の『説文解字繫伝』には朱翫の反切が用いられている。朱翫は伝未詳。その反切について張世祿 1944, p.117 は南唐時代の音を代表するというが、恐らく成書時期からの推測に過ぎない。平山 1966a, p.29 は反切構成の原則に関し、『毛詩音』と共通する点が多いと指摘する。由来の古いもので、反映する音韻体系もまた古いという可能性も無いではない。『繫伝』所収朱翫反切の幽韻反切は以下の通り。

幽韻	幫母	彪羈: 彼虯(=虯)	$B+X \rightarrow B$	①
	並母	虧: 皮彪	$B+X \rightarrow B$	①
			$B+B \rightarrow B$	②
	見母	摺: 居幽	$C+X \rightarrow X$	
	群母	觔: 其幽	$C+X \rightarrow X$	
	影母	絃呦: 伊虯(=虯)	$A+X \rightarrow A$	③
黝韻	見母	糾赳: 繁黝	$A+X \rightarrow A$	①
	影母	黝呦湧: 伊糾	$A+X \rightarrow A$	①
			$A+A(\text{黝}) \rightarrow A$	②
			$A+A(\text{糾}) \rightarrow A$	②
幼韻	明母	謬: 明幼	$B+X \rightarrow B$	①
	影母	幼: 伊謬	$A+X \rightarrow A$	①
			$B+A(\text{幼}) \rightarrow B$	②
			$A+B(\text{謬}) \rightarrow A$	②

去声は①「謬: 明幼」の上字「明」が B、「幼: 伊謬」の上字「伊」が A だから、それぞれ $B+X \rightarrow B$ 、 $A+X \rightarrow A$ 。②これにより相互に下字の帰類が明らかとなり、両者は $B+A \rightarrow B$ 、 $A+B \rightarrow A$ と確定。唇音 B、牙喉音 A。それぞれ 1 例のみなので、安易な一般化は慎むべきだが、上掲例から帰納される結果は他文献の状況と一致する。

上声も同様に、①「糾赳: 繁黝」の上字「繁」が A、「黝呦湧: 伊糾」の上字「伊」が A だから、いずれも $A+X \rightarrow A$ 。②これにより相互に下字の帰類が明らかとなり、 $A+A \rightarrow A$ と確定する。牙喉音 2 例は共に A。

平声は①「**彪虯**：彼虯(=虯)」の上字「彼」、「**濁**：皮**彪**」の上字「皮」が B だから、共に $B+X \rightarrow B$ 。②「**彪**」 B が明らかになったので、後者は $B+B \rightarrow B$ と確定する。③影母の 2 小韻は共に上字が A 類の「伊」だから、 $A+X \rightarrow A$ 。「**摺**」、「**幽**」、「**斛**」が帰類を同じくすることだけは分かるが、自立的に明らかにできるのはここまでである。

唇音は声調の如何を問わず B、牙喉音は平声見母「**摺**」、群母「**斛**」以外は全て A となる。平声見母「**摺**」、群母「**斛**」は上字 C につき、下字「**幽**」の A、B が不明では帰類は明らかにできない。もし「**幽**」が A ならば、牙喉音全てが A となるが、B ならば牙喉音の中で「**摺**」、「**斛**」のみ B となる。ちなみにこの 2 字は『玉篇』、『經典韻文』では B であった〔補注 5〕。

14. 再び『切韻』の幽韻について

既に指摘した通り、尤-幽混用が見られる文献においても第二式、「元第二式」反切の上字 A、B の如何に基づき、その反切の本来表わしていた字音の重紐帰類を判断できる。それらをも参考に『切韻』幽韻の重紐を以下のように推定する。諸文献のデータから、幽韻の唇音字は声調を問わず、一律 B と考えて良い。牙喉音については尤-幽韻混用を示す文献では多くが C(=B)となり、必ずしも A、B を判断する手掛りを持たないが、対立が比較的明瞭な『經典韻文』、朱翻反切を根拠に去声は A と判断する。増加小韻に『廣韻』「**蹠**：丘**謬**」、「**唐韻**」「**蹠**：丘**繆**」(共に $C+B \rightarrow B$) があるが、他の『切韻』系韻書では「**蹠** 丘幼」(共に $C+A \rightarrow A$)。これは『唐韻』、『廣韻』が増補改訂に当たり、「幼」が尤-幽韻混用で $A > BC(=B)$ となっている文献(恐らく『玉篇』)に基づき、「**蹠** 丘幼」 $C+C \rightarrow C(=B)$ の下字「幼」を諸資料で一様に B である唇音字の「**謬**」、「**繆**」に改めたのだろう。但し他文献に「**丘謬**」、「**丘繆**」の実在は確認できていない。江南読書音を取り込むことで、『切韻』内部に A>B の帰類のズレが生じることになったと考えられる(26)。

上声の牙喉音は『切韻』内部では自明ではないが、『經典韻文』、朱翻反切の例から、A と判断しておく。

平声については影母「幼」声字は A と解釈できる。これに対し、「幽」声字は文献により帰類が異なる。恐らく 6. 原本『切韻』と『廣韻』の差はなぜ生じるかで述べたように、『切韻』では「**泐**」が $A > C(=B)$ と帰類を変え、B である「**幽**」と合流した。この変化も尤-幽混用の方言の影響による可能性がある。これにより平声 A 類小韻は曉母小韻のみとなった。

A>B となった「渕呦」を旧音の A 相当として扱おうにも、どちらも常用字とは言い難い上に、別音があり不適である。但し用例が皆無でないことは 6. 原本『切韻』と『廣韻』の差はなぜ生じるかで指摘した通り。重紐対立が影母にしかない侵韻、鹽韻では羊母字を A 類字に代用するが、幽韻には羊母字も存在しない。そのため已む無く元 A 類を内に含む影母小韻の代表字「幽」を A 相当に読み替えるべく用いた。これにより群母小韻では B 類下字として機能しているが、曉母「麌」小韻では A 類下字扱いされている、と解釈する。同一声符を共有する字は本来重紐の別に関し、一致していたとの前提で、他文献との整合性を考慮して、原本『切韻』の重紐帰類を推定するなら、以下のようになる。

幽韻	幫母	彪彫麌: 補休(>休)	C+B→B	休 B
	並母	濁: 扶彫	C+B→B	
	明母	繆: 武彫	C+B→B	
	見母	樛: 居虯	C+B→B	
	群母	虯歛璆剏: 渠幽	C+B→B	
	疑母	聳: 語虯	C+B→B	
	曉母	麌: 香幽	C+B→A	「幽」を A の代用とする
		休: 許彫	C+B→B	
	影母	幽 渕呦: 於虯	C+B→B	
		B	B<A	

黝韻	見母	糾起: 居黝	C+A→A
	影母	黝呦: 於糾	C+A→A

幼韻	明母	謬: 磐幼	B+A→B
	溪母	蹊: 丘幼	C+A→A
	影母	幼: 伊謬	A+B→A

これは 6. 原本『切韻』と『廣韻』の差はなぜ生じるかの検討結果と一致する。群母小韻反切下字の「幽」も A の代用ということなら、「虯」 A となり、今度は先の 5.1. 『切韻』 幽韻の類相関の結果と一致することになる。

原本『切韻』において自己完結に徹すれば、「麌: 香幽」 C+A→A、「幽」を A とする従来の説で矛盾は生じない、影母内部を B、A に分ける必要

など無いということになるが、他文献の反映状況との整合性を考えると、「虯」が他文献で一様に群Bであることは看過できない。本稿では通史をより容易に解釈できることから、「重紐の痕跡」に基づく判定を探るべきと考える。

『玉篇』に代表される、六朝期以来見られる尤-幽混用の方音特徴を背景にA>BC(=B)の変化を生じた字音が混入することで原本『切韻』及びその増訂版テキスト内部での幽韻重紐対立の混乱が誘発されたであろう。上で言及した去声溪母「蹠: 丘幼」の下字の『唐韻』、『廣韻』に見られる改変はその一例である。6. 原本『切韻』と『廣韻』の差はなぜ生じるかで紹介した『説文解字篆韻譜』の「幼: 於謬」C+B→Bもまたこの類例と見做してC+B→B(=BC<A)と解釈できる。『古文四声韻』に見える異調同音上字式反切の「幼: 幽謬」(上田 1984, p.331)も恐らくA+B→Aではなく、B+B→B、またはC類反切としてC(<B)+C(<B)→C(<A)つまり帰字はB相当と解釈すべきだろう。ここで問題となるのは『慧琳音義』で「幽」がAと見做す余地があるとされたことである。もしAが本来であるならば、『切韻』においてA>Bと帰類の変化が起きていたと考えねばならない。しかし『慧琳音義』では『博雅音』同様、一律C(=B)と見做すのが妥当である。つまり「幽」にA>Bの変化を想定するには及ばない。

幽韻唇音声母小韻については『切韻』にAと見做せるものは存在しないが、牙喉音声母小韻についてはA>BCとなっている方音をB扱いして原本『切韻』及びその増補改訂テキストに取り込むこともあったろう。それにより『切韻』幽韻内部にA、B対立の混乱が生じることになる。

注(20)の指摘と齟齬を来すことになるが、『切韻』幽韻反切の殆どが類相関第一式であることは、重紐対立が不明瞭になって(C類化)、第二式反切の使用が躊躇われたことの表れと言えるかも知れない。侵韻、鹽韻でも対立が影母下においてしか見られず、差異を厳密に示すには第二式を用いるしか手がないのに、それでも尚第一式に固執するかに見える(27)。この状況は『慧琳音義』が「元第二式」が多い以外、程度の差こそあれ本稿で扱った他の文献でも見られた。この見方が正しければ、幽、侵、鹽三つの重紐韻に共通するこのような反切用字法の傾向は重紐対立が消失直前の曖昧な状態になり、C類韻化していたことの表れと統一的に解釈が可能となる。

本稿で扱ったもののうち朱鞠反切以外は皆、尤-幽を分けない。朱鞠反切にしても『説文解字繫伝』の成書年代が他と比べ遅く、尤-幽合流の反映が十分に想定されるが、該当例が希少なので、尤-幽を分けない特徴が

見えなくなっているのかも知れない。もし江南読書音でも秦音でも重紐対立が B のみ、或いは存在しないということになると、尤-幽韻を明瞭に分韻するのは目下のところ『切韻』だけとなる。尤-幽韻の区別は『切韻』成立時には実際には消滅していたが、五家韻書のいずれかに残っていた区別がかろうじて『切韻』に反映しているということかもしれない。遺憾ながら、これについては確かめようがない。

注：

- (1) 一番の問題は上古音について董同龢 1948 に依拠したことである。現時点では推定音価は言うに及ばず、個々の字の所属についても様々な修正が加えられており、これにより議論にも修正が必要となった。
- (2) 『王二』は「抑」の下に「土」を配する字体を作る。上右「印」の部分は厳密には「印」で、「抑」の右側でも同様（この点は『刊』、『王三』も同じ）。そして「土」には点（所謂「補空」）が付される。今、『故宮歴代書法全集 9』、国立故宮博物院編輯委員会, 1977(1996), p.127 所収『王二』該当部分の写真を以下に示す：



- (3) 韵図で三、四等に跨って分布するが、唇牙喉音声母字が四等には現れない C 類韻を指す。Karlgren 氏の拗音 α 韵（中国語訳 p.471 = 有坂 1937, p.11 の「三四等両属韻」、王靜如 1941, p.156 の「三四等合韻」）のうちの非重紐韻。重紐韻を意味する「三四等複韻」と対比される。この用語の初出は未確認。管見の及ぶところでは藤堂 1957, p.184 に言及がある。なお「三四等单韻」は王氏の分類では（乙種）第三類に該当する。
- (4) 平山 1966b, p.48 に「牙喉音の場合、A 類上字・B 類上字が C 類反切に使われた例は増加反切以外まったくない」とある。議論対象としていない唇音反切にも同じ事が言える。
- (5) 「原本系『玉篇』」を対象とする。「原本系『玉篇』」とは、後の大規模な省略が行われる以前の、長大な釈文を有する、初期の『玉篇』を言う。今では全体の一割強程度しか伝わらない。現存テキスト間には一方を誤写、増補として処理することのできない複雑な異同が存在するので、纏めて「原本系」と称している。以下、簡略化された宋本『玉篇』、元本『玉篇』と区別する必要が無い限り、単に『玉篇』と称する。
- (6) 段玉裁『六書音韻表』「‘矜’字在此部(即第十二部——太田)。『詩』（「小雅」・）「菟柳」、「何草不黃」、（「大雅」・）「桑柔」三見。漢 韋玄成『戎子孫詩』韻心，則入侵韻。晉 張華『女史箴』韻興，潘岳『哀永逝』文韻興、承、升，始入蒸韻。」(4/37b/6-8)段玉裁の第 12 部は平声であれば、中古真諱先韻所属となる。諸声符からすると、侵部所属が

本来の姿で、『詩經』の方がむしろ不規則な変化をしているように見える。侵部由来なら、「矜」は元Bだったろうが、もし真部>蒸韻なら、元Aだろう。侵部>真部>蒸韻の変化を辿ったのなら、B>A>B>Cということになり、五家韻書（のいづれか）において A>Bとなっていたものが、『切韻』において Cとして取り込まれたと、実に不安定な変化を想定することになる。本稿では『切韻』蒸韻の「矜」は真部を経由することなく、侵部から直接中古蒸韻へと変化した、つまり B>Cと考えたい。漢 韋玄成の押韻例は真部へと変化することなく、本来の侵部所属の姿を保持したものと考える。これにより「尋」と同様の変化を経たものと、統一的に解釈できる。

(7) 声符「今」、「令」の混同は珍しくない。『廣韻』真韻「瑾：巨巾切」小韻中の「鯀」（釈文は「蟲魚連行。又力丁切」）を『集韻』は「鯀」に作る（釈文は「蟲魚連行紆行者。或从虫。」で『説文』釈文に一致）。両者の義注の一致から見て、『廣韻』の「鯀」を『集韻』が「鯀」に作っていると知れる。これは宋初の校訂作業だが、「鯀」が上古にあって「令」声と誤認されて真部の字音が生まれた可能性を示唆するのではないか。「令」声字は耕部所属、後に中古庚清韻となるが、「鯀」はその中にあって、真部所属、中古真 A(>B)となる。もしそうなら、声母の違いがあるので、説得力が十分ではないが、同様の状況にある「矜」についても、『切三』、『王二』が「矜」に作ることから窺われるよう、上古にあって、「令」声と誤認され、「鯀」同様に例外的に真部の字音が生まれたものかも知れず、侵部>真部>中古真 A>Bという変化が想定可能になる。そして蒸韻所属の「矜」も真部を経由したなら、C<B は C<B<A と改めねばならない。これについては論拠がなお不十分なので、本文で述べた以外の解釈もあり得ることを指摘するに止める。

(8) 高本漢著、趙元任等譯 1940, p.594 (原書該当部分は 1924 刊行。「今」はその p.761 に見えるが、使用音声記号が特異なので、ここでは中国語訳の通行表記を使用)。原書は Karlgren 氏の博士論文（仏文）を公刊したもの。また太田 2019 の注(23)参照。

(9) 時代がかなり下るが、B、C 対立消失後の文献である南唐徐鍇の『説文解字繁伝』に見える朱鞠反切には、影母例に「虧膺：倚冰」B+B→B、「應：於陵」C+來→C が見られ、一見、影母小韻における対立の痕跡を示すように見える。

原本『切韻』	膺：於陵反。三。	應	虧	2/294/11
切三	膺：於陵反。三。	應	虧	
王一	膺：於陵反。四。	虧	應	虧
王二	膺：於陵反。四。	應	虧	虧
王三	膺：於陵反。四。	虧	應	（原文漏“應”字）
廣韻	膺：於陵切。四。	應	虧	虧

『切三』が『王一』の如く「膺：於陵反。三。 虧 應」の順に並んでいれば、原本『切韻』についても、以下のように「重紐の痕跡」を認める余地もある。

原本切韻前 B *膺：*倚*冰 反。二。 虧

C *應: *於*陵 反。一。
 切韻 **膺: 於陵反。三。** 鷹 應
B C

しかし『王三』で欠けた「應」が『王一』同様に、本来「鷹」と「廳」の間に置かれていたという保証は無い。『王一』以外では一様に「膺: 於陵反。三。 應 鷹」と並ぶので、『王一』こそが本来の配列を示すとして、原本『切韻』の配列順推定を改めるには無理がある。3字が同じ声符を共有する点からも、原本『切韻』における「重紐の痕跡」は想定し難い。「倚冰反」がBの特徴を示す古反切である可能性もあり、「鷹膺應」3字は本来Bで、『繁伝』において、「應」のみB>Cの音が収録されたと見做す余地もあるが、一先ずB,C合併後に「依冰反」がC類相当反切として用いられたものと解釈する。

- (10) 「日 而職(>職)反。古音。太陽之精。今音而一反。一。」とある（上田 1973, p.163）。
- ちなみに『集韻』では「日 而力切。太陽精也。李舟說。文三。 真 眯」(p.219 上左1)。ここに現れる「眞」は宋本『玉篇』では「眞: 而力, 而吉二反」とある。『新撰字鏡』所引『玉篇』は「眞: 而力職(=職), 而壹二反」。「而一」、「而吉」、「而壹」の下字はいずれもA。「眞」は宋本『玉篇』では「爾志切」の一音のみ。
- (11) 川合康三 緑川英樹 好川聰 2015 『韓愈詩訳注 第一冊』 pp.45-46。緑川氏の御教示によれば、他にも職韻相当字音として用いられる例があり、荀春栄「韓愈的詩歌用韻」、『語言學論叢』第九輯、商務印書館、1982.9, pp.207-257 が「潮州祭神文其の二」にも同様の例が見られ、「穫簇育食職極惑福日役辟德潔式亟」（「日」、「潔」が-t, それ以外は-k）が押韻していることを指摘する(p.237 及び p.256)。但し荀氏は -t, -k 韵尾の合流の先駆けと捉えている。詳しくは太田 2019 の注(6)参照。
- (12) 平山 1972, pp.82-84 は「砦」を『王三』に従い「砦」と改め、「砦」は「砦增」という疊韻語に用いられることで、Bの特徴を保ったとする。
- (13) 「重: 重龍」、「脾: 脾肺」の他に以下の例が見られる。所拠テキストは『高麗藏』。上田 1987 に拠る。靡 麋陂(88/23)、翳 翳計(83/38)、懷 懷乖(93/14)、壞 壞柵(5/34,40/11)、盆 盆門(55/27)、間 間晏(10/31)、緣 緣絹(36/4)、勞 勞到(53/37)、相 相羊(5/28)、行 行孟(6/2,8/22,10/44)、擔 擔濫(14/14)、嚴 嚴劍(14/24)。一字多音を利用した反切、単なる誤字として解釈できるものばかりではない。この他、異調同音上字式反切ではないが、戴: 都戴(39/13)、拔: 排拔(55/14)、參: 稔參(10/21)といった帰字と下字が同じ反切も見られる。これらは旧切を利用した杜撰な新造反切であろう。
- (14) 「《字林》切就有點怪樣。切上、切下字的筆畫一般都比較簡單。」(陸志韋 1963, p.377)
- (15) 『王三』釈文に「加火失: 火 (...) を加えるのは誤り」とあり、尤韻曉小韻の方には「休: 許尤反。止。俗作加點作為休, 誤。九。」とある。『王一』は「休」を「休」に作る以外は全く同じ。『王二』には「休: 許尤反。無點。十。」とある。『王三』以外、いずれも幽韻曉小韻には字体に関する注記無し。本稿では両者別音とする。厳密には「休」

は「休」の俗体として「休」に改めるべきだが、一々尤韻の「休」、幽韻の「休」と断るのが面倒である上に、両者同じ字形だと、一方がもう一方の派生音、或いは方音と誤解されかねないので、後者を「休」とし、両者を区別する。

(16) 後述のように古屋 1979,1984 で王三の又音の大部分が『玉篇』由来であることが明らかにされている。『玉篇』は江南読書音の特徴を有しており、それには尤-幽韻の混用が含まれる。この点については以下の 7.玉篇の場合で詳論する。

(17) 「惄*」は原本『切韻』幽韻影母小韻中未収。原本『切韻』では黝韻の他、尤韻影母「憂: 於求」小韻中に見える。尤韻中の「惄」の義注は「含怒不言」。『廣韻』同じ。『廣韻』では更に幽韻にも収録される。『廣韻』幽韻中の「惄」は『說文』憂兒、黝韻中の「惄」も「憂兒」で、幽韻字と黝韻字は同義異調の関係にあるが、尤韻字との関係は不明。『廣韻』幽韻音は原本『切韻』記載漏れでなければ、尤-幽合流の方音を『廣韻』(?) が幽 B相当として取り込んだもので、元を辿れば尤韻音と同一来源という可能性もある。

(18) 但し幽韻は収録字数の少ない韻とは言え、それなら何故そのような僻字が殊更に一字のみの A 類小韻として韻書に保存されるに至ったのか。これは「蠱: 香幽」は元々「蠱: 夫幽」で、『切韻』前から原本『切韻』にかけての編集過程で、後続の一字のみの「杰: 火虯」と誤写誤伝も絡み、「蠱: 夫幽」「杰: 火虯」>、「蠱: 火幽」「杰: 火虯」>「蠱: 香幽」「杰: 許虯」>「蠱: 香幽」「杰: 許彪」と反切用字が改変され、曉母小韻と見なされることになったものと推測する。『玉篇』に「彫 夫幽」が見える(上田 1986b, p.151)。恐らく後続小韻反切上字が字形の似た「火」であったため「蠱: 火幽」と誤り(『漢書音義』に幼韻字「蠱: 火幼」の例あり。大島 1981, p.300)、この上字をより口唱に適した三等の「香」に改めた。そうであれば『廣韻』「蠱 驚風。香幽切。又風幽切」に又音として挙がる幫 B「風幽切」(C+B) こそが「夫幽」に正しく対応する、るべき姿で、「蠱: 香幽切」は誤伝により誕生した字音ということになる。以上は漠たる推論である。そもそも原本『切韻』では去声明母小韻以外、全て第一式反切で、唯一の重紐対の曉母小韻の一方「蠱」が無くなると曉小韻は「杰: 火虯」(この反切も第一式)のみ、類相関第二式の反切は皆無で、実在する重紐対も皆無、各小韻の帰類を自己完結的に判定する手掛りが消失し、幽韻は蒸職韻同様、唇音が軽唇音化しないという一点を以て重紐韻と見做すことになる。仮に虚構の字音であったにせよ、「蠱: 香幽」は『玉篇』にも見え、原本『切韻』において「杰: 許彪」と対立して存在するからには、無視できない。なお『廣韻』宵韻幫 A「飜 甫遙」小韻には「羣: 群犬走兒」、「羣: 羣馬走兒」の 2 字が見える。「多くの犬が群がって走る」、「多くの馬が群がって走る」と解されるが、「走」は或いは「発情する」の意味かも知れない。太田 2012, p.247 極注参照。幽韻の「蠱」の釈義「驚風」に通じ、これらは一つの形態素の意味分化に対応した異形の会意文字字体と考えられる。つまり形声文字が意符が意味分化を担うのに対し、一字の方塊空間に三つ同じものを並べることで「群れ集って騒ぐ」といったような基本義を有する会意文字の構成要

素を「風」、「犬」、「馬」と取り換えることで意味分化を担っているようである。『玉篇』には「羈: 風幽」という反切も見える（上田 1986b, p.151）。幽韻唇音には B しかないのに対し、宵韻「羈: 甫遙」小韻が幫 A であることは「羈 又風幽切」、『玉篇』「羈: 風幽」の重紐帰類判定に再検討を迫るものとして、興味深い。葛毅卿 2003, p.273 は諧声系列から見て幽韻は肴、宵韻と密接な関係にあると指摘する。但し蕭韻は挙げていない。

- (19) これも憶測に過ぎないが、反切用字法に学統毎の特徴が存在するのなら、ある学統の用字法に固執した結果なのかも知れない。例えば『慧琳音義』の異調同音上字式反切、『切韻』の遇摂上字使用反切は特徴的な反切用字法に拠ると言える。もし止摂上字を用いる一派があれば、その反切は結果的に類相関第二式が多く見られることになろう。
- (20) 『切韻』侵韻、鹽韻では重紐対立が影母下にしか存在せず、類相関第一式反切を用いて帰字 A 類を表す場合、下字に適字が無いため已む無く羊母下字を代用する。重紐韻に限らず、C 類でも羊母字は音声的に A 類同様の介音を持っていた可能性がある。A 類小韻の反切下字に羊母を使用する例は他に「趨: 其聿」（質韻群合 A）、「颺: 許聿」（質曉合 A）、「睞: 許役」（昔韻曉合 A）がある。但し本稿では羊 C も B 相当として一律に扱う。
- (21) 「釁」は所拠文献の『篆隸万象名義』、『新撰字鏡』いずれも「釁」に誤る。今、宋本『玉篇』及び元本『玉篇』に従う。
- (22) 上注(18)で挙げた葛毅卿 2003, p.273 の指摘は重要である。蕭韻の別音も否定すべきではないかも知れない。一先ずは「幼」の尤・幽韻音に限定して論ずることとする。
- (23) この用語は平山 1980, p.34 初出。帰字と上字が声母、介音のみならず、主母音、韻尾まで一致する反切。『慧琳音義』、『論語鄭注音義』（殷 42）、道璿『華嚴傳音義』に多い。『毛詩音』にも存在するが、同書では介音、主母音までの一致が殆どで、韻尾まで一致する反切は多くない。なお「幽(黝): 幼糾」は『經典釈文・札記音義』2/21 b 4（通志堂本）に見える。異調同音上字式反切は『經典釈文』でも『論語音義』に限らず散見する。
- (24) 上田 1986b, p.16 は「歧(歧)」は A、B 両類に跨るか、と疑問を呈している。同書では他に以下の例があり、これらを A と判定する。類相関の表示は太田が加えた。

歧: 蚊移 A+羊→A 歧: 巨夷 C+脂羊→A? 支-脂混用

歧: 巨移 C+羊→A? 歧: 渠支 C+章組→A?

「歧: 蚊移」は「蚊」を群 B と見做せば、B+羊→B と改められる。「歧: 渠支」も帰字開口につき説得力に乏しいが、下字「支」を「皮」に改めれば C+B→B となる。そうではなくとも、第二、三行目の例同様、A の可能性が高いが、『慧琳音義』内部で自立的に A と判断できる反切ではない。「歧(歧)」は A>B 或いは B>A の変化を経ており、上田 1987 の指摘の通り『慧琳音義』は A、B 双方を並収しているということかも知れない。

- (25) ちなみに通志堂本『經典釈文』該当部分は「櫟木 居虯反。木下句曰櫟。《字林》九稠反。馬融《韓詩》本並作糾，音同。《字林》己周反。《說文》以糾為木高。」（毛詩上 3b-4a）。「居虯反」は陸德明反切として既に 10. 『經典釈文』の場合で挙げた (C+B→B)。「己

「周反」は C+尤 C(=B)→B、「九稠反」は尤 C(=B)+尤 C(=B)→B で、異調同音上字式反切である。尤韻字と見做すべきか。尤-幽合流で A>C(=B)の変化を経た音とも解釈できる。

(26) 5.2. 『廣韻』のみに基づく類相関判定に記した通り、増加小韻の群母「跔：渠幼」(『王一』、『王三』)、「跔：巨幼」(『廣韻』)では「幼」を用いる。前者は『玉篇』に見える。恐らく『玉篇』反切をそのまま引用したのだろう。『廣韻』では所拠テキスト(恐らく写本)が「渠」の省体を使用していたことから「巨」に作ることになったか。これを「謬」又は「繆」に改めなかった理由は不明。或いは「幼」を「謬」又は「繆」に改める措置は『廣韻』所拠文献において既になされていたのかも知れない。

(27) 原本『切韻』侵韻、鹽韻の唇牙喉音類相関第二式反切は侵韻上声寢韻幫 B「稟 筆錦」、滂 B「品：丕飲」、去声沁韻疑 B「吟：宜禁」、入声緝韻影 A「揖：伊入」、影 B「邑：英及」；鹽韻平声影 B「淹：英廉」。うち A は「揖：伊入」の 1 例のみ。「英」は庚 B。于母は除外した。これ以外は全て第一式反切である。

使用テキスト

『博雅音』畿輔叢書本

『集韻』(揚州書院重刻本), 丁度等, 北京市中国書店 1983 影印本

『宋刻集韻』(國家圖書館所藏宋本), 丁度等, 中華書局, 1989 影印本

『新校索引 經典釋文』(通志堂本), 陸德明原著, 鄧仕樸 黃坤堯校訂索引, 学海出版社, 1988, 439p., 索引 589p.

『十韻彙編』, 線装 4 冊, 国立北京大学出版組, 1936 ; 学生書局 影印三版
1973

『說文解字繫傳』(道光年間祁雋藻刻本), 徐鍇, 中華書局, 1987 影印本

参考文献

日文 (著者の読みの五十音順)

有坂秀世 1937 カールグレン氏の拗音説を評す (一), 『音声学協会会報』49, pp.11-15, 6

上田正 1973 『切韻残卷諸本補正』, 東京大学東洋文化研究所附属東洋學文化センター刊行委員会, 277p.

上田正 1975 『切韻諸本反切總覽』, 均社, 222p.

上田正 1984 『切韻逸文の研究』, 沢古書院, 529p.

上田正 1987 『慧琳反切總覽』, 沢古書院, 254+1p.

上田正 1986a 『玄応反切總覽』, 自家版, 280p.

上田正 1986b 『玉篇反切總覽』, 自家版, 563p.

大島正二 1981 『唐代字音の研究』, 沢古書院, 759p.

- 大島正二 1985 曹憲『博雅音』考—隋代南方字音の一様相（下）一聲類・韻類について, 北海道大学文学部紀要 34-1, pp.47-81
- 太田斎 1988a 〈資料〉玄応音義反切と玉篇反切の一致, 『開篇』17, pp.134-140
- 太田斎 1988b 玄応音義に見る玉篇の利用, 『東洋学報』80-3, pp.01-024
- 太田斎 2012 于母重紐問題と助紐字を巡る臆説, 『開篇』31, pp.226-250
- 太田斎 2013 『韻書と等韻図1』（神戸市外国語大学 研究叢書 52）, 神戸市外国語大学外国学研究所, 258p.
- 太田斎2016 韵書と等韻図II（完）, 神戸市外国語大学外国学研究所『外国学研究』92, 神戸市外国語大学外国学研究所, pp.145-246
- 太田斎 2017 韵書と等韻図I/II補説, 『神戸外大論叢』67-4, pp.1-28
- 太田斎2019 切韻における重紐A、B類の合併, 『開篇』37, pp.27-41
- 狩野光徳 2000 『文選音決の研究』, 溪水社, 277+341+119p.
- 慶谷壽信 1978 「俗務要名林」反切声韻考, 東京都立大学『人文学報』128, pp.1-62
- 河野六郎 1937 玉篇に現れたる反切の音韻的研究, 『河野六郎著作集2』, 平凡社, 1937, pp.1-154
- 藤堂明保 1957 『中国語音韻論』, 江南書院, 358p.
- 平山久雄 1966a 敦煌毛詩音残卷反切の研究（上）, 『北海道大学文学部紀要』14-3, pp.1-243
- 平山久雄 1966b 切韻における蒸職韻と之韻の音価, 『東洋学報』49-1, pp.42-68
- 平山久雄 1967 中古漢語の音韻, 牛島徳次等編『中国文化叢書1 言語』（音韻論第3章）, 大修館書店, pp.112-166
- 平山久雄 1972 切韻における蒸職韻開口牙喉音の音価, 『東洋学報』55-2, pp.64-94
- 平山久雄 1977 中古音重紐の音声的表現と声調との関係, 『東洋文化研究所紀要』73, pp.1-42
- 平山久雄 1980 敦煌毛詩音残卷反切の研究（中の2）, 『東洋文化研究所紀要』80, pp.1-67
- 古屋昭弘 1979 王仁昫切韻に見える原本系玉篇の反切——又音反切を中心——, 『中国文学研究』5, pp.128-140
- 古屋昭弘 1984 王仁昫切韻と顧野王玉篇, 『東洋学報』65-3・4, pp.1-35
- 松尾良樹 1978 幽韻小論, 『均社論叢』6(5-1), pp.1-15

中国語（著者の読みの拼音順）

- 丁鋒 1995 『《博雅音》研究』，北京大學出版社, 194p.
- 段玉裁 1756;1966 『六書音韻表』，渭南嚴氏校刊本，廣文書局影印
- 高本漢(Karlgren, B.)著，趙元任等譯 1940 『中國音韻學研究』，商務印書館, 731p.+1map (フランス語原著は 1915-1924)
- 葛毅卿 2003 『隋唐音研究』，南京師範大學出版社, 467p.
- 簡啟賢 2003 『《字林》音注研究』，巴蜀書社, 374p.
- 蔣希文 1999 『徐邈音切研究』，貴州教育出版社, 315p.
- 李永富 1973 『切韻輯斠』，藝文印書館，線裝 8 冊
- 陸志韋 1947 『古音說略』，燕京學報專號 20, 哈佛燕京學社, 317p.
- 陸志韋 1963 古反切是怎樣構造的，『中國語文』1963-5, pp.348-385
- 羅常培 周祖謨 1958 『漢魏南北朝韻部演變研究(第一分冊)』，科學出版社, 322p.
- 邵榮芬 1995 『《經典釋文》音系』，學海出版社, 541p., 台北
- 王靜如 1941 論開合，『燕京學報』29, pp.143-192
- 周法高 1952 三等韻重唇音反切上字研究，『中央研究院歷史語言研究所集刊』23, 中央研究院歷史語言研究所, pp.385-407
- 周法高 1962 『玄應一切經音義』(中央研究院歷史語言研究所專刊之 47, 玄應一切經音義反切考附冊)，中央研究院歷史語言研究所, 16+97+87p.
- 周法高 1968 論切韻音，『中國文化研究所學報』1, pp.1968, pp.89-112
- 周法高 1969 論上古音，『中國文化研究所學報』2-1, pp.109-178
- 周祖謨 1996 『魏晉南北朝韻部之演變』，東大圖書股份有限公司, 1300+8p.
- 張世祿 1944 朱翻反切考，『說文月刊』4 合刊本, pp.117-171

歐文

- Nagel, Paul 1942 Beiträge zur Rekonstruktion der 切韻 Ts'ieh-Yün-Sprache auf Grund von 陳澧 Ch'en Li's 切韻考 Ts'ieh-Yün-K'au, T'OUNG-PAO, Vol.XXXVI, pp.95-158

〔補注 1〕脂部入>職韻の変化について、例えば「抑」等は当座の説明のための乱暴な推定音価で示せば、*?jét>*?jæc(>*?jék)>?jék>?jæk のような例外的変化を辿ったのではないかと考える。Hashimoto 1979 は梗摥に palatal ending を推定する。それに従えば中古以降に eŋ/c>əŋ/k ; iŋ/c>iəŋ/k のような変化が想定可能である。Phonology of Ancient Chinese I,II, Study of Languages & Cultures of Asia and Africa, Monograph Series Nos. 10-11, 1978, 1979。現

代西北方音の反映を見ると、曾摂にも palatal ending を推定する余地がある。漢語ではないが、ビルマ語でも文字表記に当時の音価が反映しているならば、-yat>-ac のような変化が一部に生じていたとされる。西義郎「ビルマ語の -ac について」、『東洋学報』56-1, pp.01-43 参照。脂部入>職韻の変化で-t>-c に伴い、介音、主母音がどのように変化したか詳細不明、またこの変化が一部の字のみに生じた理由についても遺憾ながら説明不能である。

〔補注2〕該当するのは以下の7例。東三入屋「穀或: 一六」、鍾「雍: 一龍」、魚去御「飮: 一據」、元「鳩: 一言」、「蜎: 一元」、元去願「堰: 一建」、「郾: 一健」。前3例については同一摂内に重紐韻が存在しないことが、「一」の使用との間に何らかの関連性があるかとも思われるが、後の4例についてはそれが通用しない。なお本稿で対象とした文献のうち、『經典釈文』、『慧琳音義』では「一」は反切上字として使用例は多くはなく、重紐 A 類字としての振舞を見せるが、『博雅音』、『玄應音義』ではそうではない。とりわけ後者では「一」は頻出し、反切上字としては等位に関係なく使用され、重紐の対立にも関わらないかのよう、対照的な様相を見せる。この状況については『韻集』、『字林』の引用が関係しているのではないかと推測しているが、『漢書音義』、『文選音義』にも同様の傾向が見られる。詳細については大島 1981 所載の唐代資料の例と共に別稿で論ずることにしたい。それにより本稿の「一」が関わる重紐帰類の判断に大きな修正が迫られることになる可能性がある。なお『切韻』の「一」の反切が「一: 憶質」と重紐の別が自明ではない上下字を用いていることも併せて論ずる必要がありそうである。

〔補注3〕ここで挙げた『經典釈文』の例において、陸徳明反切は尤-幽混用を示さないよう見える。しかし以下のような例（一部、諸家の名を明示しない同音注併記があるが、反切用字に誤写を認められない限り、いずれで著者名が伝写の際に抜け落ちたものと考える）が見られるから、同音の異切併記は学統の違いによる用字法の違いを示すものと考えることが可能である。唇音反切に関しては重唇音、軽唇音の別を示していることを想定する余地があるものもあるが、今は一先ずこれもまた同音注併記の例と見做しておこう。つまり幽韻下字を使用する陸徳明反切も見かけ上は区別を保っているように見えるが、実は諸家同様に尤-幽合流を反映しているとも解される。これにより他の混用反切と統一的に解釈できる。

贏 律悲反，又力追反。…徐力皮反。 周易 23b/5

之繩 紅粉反，徐於憤反。 周易 27b/2

行露厭 (於葉反)徐於十反。又於立反。(沈)又於占反。 毛詩上 7a/10

緘 徐音域，又于域反。 毛詩上 7b/10

聳 《說文》方血反。又邊之入聲。 毛詩中 11b/5

升人 革(一本作“華”)猛反，又號猛反。劉侯猛反。沈工猛反。

祫玄 之刃(一本作“忍”)反, 劉之慎反。(一音真同。) 儀禮 2a/11

故瓢 毗遙反, 扶遙反。 老子 3/b6

餕 呼蓋、苦蓋二反。(《字林》火刈反。) 郭呼帶反。 爾雅上中 21a9

鰥 本或作鷦同, 音牒。又勑臘、他盍二反。 爾雅上中 29b6

〔補注4〕 尤韻明母は軽唇音化しないので、明母については məu, 幽韻明母は mieu と推定することになろう。前者は或いは介音を失い、məu のようになっていたかも知れない。増加小韻を考慮に入れなければ、『切韻』には同声調間での尤韻明母と侯韻明母の対立例は無い。

〔補注5〕 「繆」は現存『切韻』系韻書では一様に「力求(反/切)」で現れ、『廣韻』のみ二等肴韻の「古肴切」という別音を収録するが、この肴韻音は韻母のみならず、義注も一致しない。『玉篇』、『經典釈文』所載の幽見Bが『切韻』記載漏れということなのか、それともこの二書及び『系伝』の幽見B音が「繆」に『切韻』幽韻見母の「繆: 居虯」を当てたものなのか、字体の誤認の可能性を含め、どちらが本来の字音なのか判断を下すにはなお検討を要する。

謝辞 査読者はこの長編の論文を細部に至るまで實に丁寧に見て下さり、的確なコメントを数多く提示された。心より感謝申し上げる。それを承け書き変えたところが多いが、変更に関し一々コメントの詳細を明記できないのを遺憾とする。ただ尤-幽合流後に A : BC を想定するのは査読者の提言を受けてのことであり、このことは特筆しておきたい。

〔補注〕 も対応の一端であることを断っておく。また一部、説明を新たに加えはしたが自説を撤回していないところもある。これについては査読の引き受け甲斐がないと嘆息されることをひたすら恐れる。

Keywords: 重紐の痕跡 類相関 反切 蒸職韻 幽韻

2021.6.13 改訂

〔補注6〕 有韻字から幼韻字への変更は『玄應音義』に尤-幽の区別があったことを意味するものではない。恐らく既存の韻書の枠組みに照らし、「繆」が幽韻去声幼韻所属であるところから、下字を幼韻所属字に改めたものだろう。つまり、「繆: 亡幼」の基となった反切はC類反切で(『玉篇』由来なら「繆: *亡*救」か)、帰字「繆」はC(=B)と認識されていた。さればこの「繆: 亡幼」もまた第一式A類反切ではなく、C類反切と解すべきであり、「幼」もC(=B)、この反切からも『玄應音義』の尤-幽合流を看取できる。「幼」

の判定は次節で扱う『博雅音』と一致する。

2021.6.15 追加

〔補注 7〕松尾 1978について、森博道「重紐をめぐる二三の問題」、『中国語学』228, pp.109-118 の特に pp.115-116（後『古代の音韻と日本書紀の成立』、大修館書店, 392p. の pp.300-314 に収録。そこでは pp.312-313）の批判があることをある方（特にお名前を伏す）から指摘を受けた。公刊されたものとして辻本春彦『廣韻切韻譜（第三版）』、均社, 1986（第一版の未定稿は 1973。第一版、第二版、太田共に未見）を引用すべきであった。以下、特に断らなければ専ら第三版を指す。ただ同書には説明が全く無い。

ここから著者のお考えを具体的に知ることは本稿筆者には不可能である。そこで佐々木猛氏（2021.6.19）及び森博達氏（2021.6.26; 2021.6.26; 2021.6.29）からメールで辻本氏のお考えについて、ご教示頂いた。辻本氏は「いわゆる三等重紐の問題」、『中国語学研究会会報』24, 1954, pp.6(26)-9(29), 1954.2.27（研究発表要旨）では蒸-職韻、幽韻を対象に挙げておられないが、『廣韻切韻譜（第三版）』では幽韻について唇音 B、牙喉音 A と判定されていることが分かる。蒸-職韻についてもこの書からは知り得ないが、佐々木猛氏によると、辻本氏は「唇音声母が重唇音のままであるのと、その反切のありさまから、重紐韻であると考えておられたようです」（2021.6.19）とのことであった。但し C 類が混在するというお考えだったかどうかは御記憶に無いとのこと。森博達氏からも「唇音と合口職韻が重紐韻であることは問題ないのですが、それ以外については記憶がありません」（2021.6.29）との回答をいただいた。筆者の半世紀ほども前のことに関する問い合わせにわざわざお答え下さった佐々木氏及び森氏に深謝する次第である。

『廣韻切韻譜』の幽韻の唇音 B という判定は本稿と一致しているが、牙喉音 A はそうではない。説明が無いので、論拠が詳らかではないが、この見解の不一致は平声曉母の対立する二つの小韻を『廣韻』が纏めたことについての扱いの違いに起因する。以下、本稿本文で既に述べたことと重複するところがあるが、諒とせられたい。それ以前の『切韻』系韻書で見られた A 「麌 香幽反」と B 「𠀤 許彪反」が『廣韻』では「麌 香幽切」に纏められている。小韻代表字が「麌」で二字目が「𠀤」、この 2 字のみの小韻である。この反切は第一式で、下字「幽」の帰類如何で帰字は A とも B ともなり得る。本稿で示したように、『廣韻』反切に限定して類相関を整理すれば、「彪：甫𠀤」C+B→B であるから、「𠀤」は B、これと同音の「麌」は従って B と判断されることになる。去声群母、影母以外の牙喉音は全て B となる。これが『廣韻切韻譜』では牙喉音は一律 A と判定され、四等に置かれている。もし曉母小韻の合併が、本稿で指摘した「寄小韻」のような措置に過ぎず、「麌」と「𠀤」は同音ではなかったというような考え方（その場合、何故敢えてそのような合併を行ったのかという説明が必要となる）を辻本氏がとられたということでなければ、『廣韻』の反切に『廣韻』で失われた曉母小韻の対立を加えた上

で、分析したことでのこのような判定になったものと思われる。どちらの立場でも『広韻』では代表字の座を奪われて、窠字となる資格を失った「休」のみ B である以外、牙喉音は一律 A となる。後者は正に松尾 1978 で用いられた分析手法である。『広韻切韻譜』第三版、及び新訂増補版（森博道編『附諸表索引 広韻切韻譜』、臨川書店、2008）には「休」は現れないが、松尾 1978 所載の重紐小韻を配置した幽韻転図には三等の段に「(休)」が配されている。興味深いことに森氏からお送り頂いた辻本氏の書き込みのある『広韻切韻譜』第三版の幽韻転図コピーには確かに「休 許彪反」が曉母三等の段に書き込まれている。但し第三版は 1986 刊行、松尾 1978 より遅いから、これを以て直ちに辻本氏の priority を断する訳には行かない。初版、第二版を見ることのできない今、推測するしかないが、やはり辻本氏ご自身も「休 許彪反」を含めた上で類相関（辻本氏はこの用語を使用していない）を判断されていたのだろう。一点、松尾 1978 で「蹠: 丘謬」を C+B→B として、帰字を三等の段に置いている点は『広韻切韻譜』第三版、新訂版と異なっている。但し系聯結果を纏め、「よって、1 幼・2 跖は A 類、3 謬・4 蹠は B 類となつたが、このことは反切系聯法の限界を示すものである。（系聯で一類となつても韻類の分析によってより細かな区分を見出しえる場合が多い。）」（p.6）と述べる。数字は小韻の出現順を示す。（ ）部分の意味は「蹠」は系聯結果は B となるが、「韻類の分析」を検討することで A と判断できるということを意味するのであろうが、説明が無いので具体的なことは分からぬ。ただ〔注 9〕で「辻本師『広韻切韻譜』の第二版 1974（私家影印本）には、巻末に幽韻系のみを取り出した一転を設けている。つまり本章で設定した問題の答えがすでに示されたことになる。本稿は類相関を応用して、その答えを追認しようとしたものである。」（pp.6-7）とある。この記述より、第二版では「休 許彪反」と共に「蹠: 丘謬」も三等の段に置かれていたのだろうと思われるが、未見につき確認できない。

なお『広韻切韻譜』の牙喉音一律 A は本稿 5.2. 『広韻』のみに基づく類相関判定の分析結果とは一致しないが、原本『切韻』に基づく本稿 5.1. 『切韻』幽韻の類相関の結論と一致する。以上述べたところから推測するに、幽韻重紐に関しては『広韻切韻譜』は『広韻』の反切のみに頼って判断を下したとは言えない。この書名中の『広韻』は『切韻』系韻書の決定版ということで、分析対象の反切は必ずしも『広韻』一書に限定されることなく、必要に応じ他の『切韻』系韻書の反切も参照するということなのかも知れない。森氏は辻本氏の手づからの書き込みについて「『廣韻』以外の切韻系韻書も参考にされているようです」（2021.6.29）と述べておられる。「休 許彪反」を含めて『広韻』の類相関を考えるというのは極自然なことだったのだろう。

2021.6.24 追加；2021.7.6 補正